

平成27年6月24日6月三次市議会定例会を開会した。

1 出席議員は次のとおりである（26名）

| | | |
|------------|------------|------------|
| 1番 吉岡 広小路 | 2番 須山 敏夫 | 3番 池田 徹 |
| 4番 新家 良和 | 5番 福岡 誠志 | 6番 鈴木 深由希 |
| 7番 澤井 信秀 | 8番 小池 拓司 | 9番 桑田 典章 |
| 10番 山村 恵美子 | 11番 宍戸 稔 | 12番 平岡 誠 |
| 13番 小田 伸次 | 14番 林 千祐 | 15番 岡田 美津子 |
| 16番 齊木 亨 | 17番 杉原 利明 | 18番 亀井 源吉 |
| 19番 保実 治 | 20番 國岡 富郎 | 21番 大森 俊和 |
| 22番 竹原 孝剛 | 23番 久保井 昭則 | 24番 伊達 英昭 |
| 25番 助木 達夫 | 26番 沖原 賢治 | |

2 欠席議員は次のとおりである

なし

3 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（23名）

| | |
|----------------------------------|--|
| 市長 増田 和俊 | 副市長 高岡 雅樹 |
| 副市長 瀬崎 智之 | 総務部長兼政策部長 兼三次市選挙管理委員会 事務局 局長 藤井 啓介 |
| 財務部長 部谷 義登 | 地域振興部長 福永 清三 |
| 産業環境部長 兼農業委員会 事務局 局長 花本 英蔵 | 福祉保健部長 日野 宗昭 |
| 子育て・女性支援部長 瀧 奥 恵 | 教育長 松村 智由 |
| 教育次長 白石 欣也 | 建設部長 上岡 讓二 |
| 水道局長 坂本 高宏 | 市民部長 森本 純 |
| 市民病院部長 事務局 局長 山本 直樹 | 君田支所長 落田 正弘 |
| 布野支所長 沖田 昌子 | 作木支所長 加藤 良二 |
| 吉舎支所長 木屋 繁広 | 三良坂支所長 岡本 一彦 |
| 三和支所長 勝山 修 | 甲奴支所長 内藤 かすみ |
| 監査事務局長 落合 裕子 | |

4 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（5名）

| | |
|----------------|----------------|
| 事務局 局長 大 鎗 克 文 | 次 長 丸 亀 徹 |
| 議事係 長 才 田 申 士 | 政務調査係長 明 賀 克 博 |
| 政務調査主任 瀧 熊 圭 治 | |

5 会議に付した事件は次のとおりである

| 日程番号 | 議案番号 | 件名 |
|------|------|---|
| 第 1 | | 一 般 質 問 吉 岡 広小路 鈴 木 深由希 齊 木 亨 杉 原 利 明 |

平成27年6月三次市議会定例会議事日程（第4号）

（平成27年6月24日）

| 日程番号 | 議案番号 | 件名 |
|------|------|---|
| 第 1 | | 一 般 質 問 吉 岡 広小路……………203 鈴 木 深由希……………220 齊 木 亨……………235 杉 原 利 明……………246 |


~~~~~ ○ ~~~~~

——開議 午前10時 1分——

○議長（沖原賢治君） 皆さんおはようございます。

傍聴者の皆様及び視聴者の皆様には、お越し、または御視聴いただきまして、まことにありがとうございます。

本日は一般質問の3日目を行います。

ただいまの出席議員数は26人です。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議録署名者として、福岡議員及び新家議員を指名をいたします。

この際報告いたします。

本日の一般質問に当たり、鈴木議員から資料を画面表示したい旨、事前に申し出がありましたので、これを許可しております。なお、資料の内容については配付していますので、よろしくお願いをいたします。

以上で報告を終わります。

議場が暑いようでございますので、上着をとられて結構でございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 一般質問

○議長（沖原賢治君） 日程第1、これより一般質問を行います。

順次質問を許します。

（1番 吉岡広小路君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 吉岡議員。

〔1番 吉岡広小路君 登壇〕

○1番（吉岡広小路君） 皆さんおはようございます。

三次市議会志士の会の吉岡広小路であります。6月定例会で議長のお許しをいただきましたので、これから質問させていただきたいと思っております。

私の質問は主に2点、教育改革と公共施設についてであります。この2日間で、特に公共施設の関係については多くの議論もありましたけれども、それを踏まえてこれから質問をさせていただきたいと思っております。

まず第1点目は、総合教育会議、教育委員会改革についてであります。

本年4月1日、教育委員会改革、いわゆる地方教育行政の組織及び法律の一部を改正する法律が施行され、総合教育会議が設置もされたところであります。その狙いは、文科省から言わせると、教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保しながら、地方教育行政の責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長、市長との連携強化を図るとともに、地方に対する国の関与の見直しを図るとしてこの法律の内容でございます。オブラートに包んだような内容になっておりますけれども、これを言いかえると首長の、市長の教育行政への関与を初めて認めた法律であると同時に、今まで国からの画一的な教育行政を、今度は画一的でない、地方

の独自の教育への転換を図るといふのがある種の主要な柱となつてるといふふうに私自身は理解をしております。

それに伴い、教育委員会のほうも4月1日から大きく変化をいたしました。教育長と教育委員長が一本化し、教育行政における責任の明確化を教育長が行うと同時に、市長が教育行政について協議することのできる総合教育会議を設置をし、既にもう1回目の総合教育会議が開催をされたといふふうに聞いております。

その会議では、先般もありましたけれども、教育行政の大綱の策定であるとか、大綱とは教育の目標や施策の根本的な方針を策定することがあります。さらに、教育条件の整備などの重点的な施策を協議、調整されることといふふうになっております。

そこで、今回初めて教育行政に関与が許された三次市の教育の目標、施策の根本的な方針、市長はどのように考えられるか、お伺いしたいと思います。教育行政にかかわる市長の思いをお伺いをいたします。

(市長 増田和俊君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 増田市長。

[市長 増田和俊君 登壇]

○市長(増田和俊君) 皆さんおはようございます。

ただいま吉岡議員のほうから、4月1日をもって教育委員会の制度が変わったことを踏まえた中で、首長としての教育に対する施策の思いというのを御質問をいただきましたので、少し時間をいただいて御説明を申し上げたいと思っております。

私の教育への思いはこれまでと変わることなく、人口減少、少子高齢化への挑戦する上で、教育は最も大切な政策の1つであると私自身考えております。教育施策につきましては、市長再任の所信表明でも申し上げましたが、とりわけ人づくりはまちづくりにつながる極めて重要であり、本市の将来を大きく左右するものと思っております。このため、次世代を担う子供たちの学びの可能性を引き出すとともに、全ての児童生徒に考える力、生きる力、そして体力を育てていく教育環境の充実に向けて、私自身、最善の努力を払っていきたいといふふうに思っております。

なお、この際先ほども紹介いただきましたように、第1回目の教育会議を開催をいたしております。その会議におきまして、市長としての教育に対する思いを8点にまとめておりますので、少しこの際申し上げておきたいと思っております。基本的には第2次の総合計画の中の人づくり分野で、これから10年間に向けた本市の方向性というのは明確に打ち出しておりますので、重複する面もあろうと思ひますし、欠ける面もあるかと思ひますが、基本的には第2次総合計画を着実に積極的に実現していくということをまず冒頭に申し上げておきたいと思っております。

そういう前提の中で、1点目は、市長としての教育観、基本姿勢としての思いをこの会議で申し上げます。教育の中立性、継続性、安定性の確保、先ほどありましたように、これは私も今後とも尊重してまいりたいということも冒頭に会議の中で申し上げさせていただきます。

そして2点目が、学校現場で最も重要である基礎学力の定着について、全ての子供たちに基礎学力を身につけさせる取り組みの充実に向けて努力をしてほしいと。

そして3点目が、豊かな人間性の育成に向けて、知育、徳育、体育の調和を図りながら人間性を育んでもらいたい。

4点目は、小学校1年から英語教育などによる英語力の強化に力を注いでもらいたい。我々の背景というのは国際交流、国際化が進んでおる中で、グローバルの人材を育成を重点的に取り組んでいただきたいという思いを申し上げております。

そして5点目は、ふるさとに愛着を持てる子供たちを育てていくためには、学校現場において地域との結びつきを大切にしながら、今後さらに努めていただきたい。

6点目は、中1ギャップの問題等への対応として、小中の結びつきの強化と、あわせて市長が所管しております保育所との連携にも力を注いでいただきたい。

次に7点目は、文化や文化財分野にも力を注いでいただきたい。

最後に8点目が、社会教育の充実として生涯学習の機会創出等を進めていただきたい。

教育会議に対してはそういう思いを申し上げましたが、当然ながら市長として今後、当然ながら教育委員会との意見を交わす中で、市長としても教育行政の環境整備含めて、積極的に展開していきたい、そのこともつけ加えながら第1回目の会議を終えておりますが、加えて大綱については、教育委員会との会議のみならず、意見調整をしておりますが、ぜひ総合教育会議の中で策定をしていきたい、三次の教育ビジョンというのは策定しておりますが、それを踏まえた中で、新たな時代背景の中で教育のあり方を含めて今の大綱を盛り込んでいきたい、そのように思っておるところでございます。

(1番 吉岡広小路君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 吉岡議員。

[1番 吉岡広小路君 登壇]

○1番(吉岡広小路君) 市長から8点にわたる教育の方向性であるとかというのを伺いをいたしました。

これから教育長にも所信をお伺いしたいと思いますけれども、昨日までお聞きをした中で、市長も同じでありますけれども、やはり総花的であって、本当に三次市が何に、教育の問題で特に特化をして、特にこれだけは三次市として進めていきたいというのがなかなか見えてこないというのがあろうかと思えます。総合計画などでも一緒でありますけれども、今の時代、やはり財政が厳しい中で、これだけ少子化が続く中で、あるいは、これからのやはり定住の要件であるとか、あるいは少しでも少子化をとめてやろうとする場合に、みずから今度は義務教育の段階であっても学校を選んでいただく時代がある。あるいは定住対策のために、この三次市の学校教育がいいから、ぜひとも三次市に住みたいというような内容のやはり教育を進めていただきたいというのが多くの市民の願いであろうかと思えます。

市長の中で1点、小1から、小学校1年生から英語の強化をしていくんだ、グローバル化をやる、本当に結構なことだと思いますし、そういった具体的な側面を、何年までに英語教員を

小学校1年生からそろえて、三次市の中ではもう既に小学校1年生入った段階から英語教育が盛んに行われている、これはもう県下においても日本の中でも三次市の教育が誇れる部分だというようなところをこれから具体的にを見せていただきたいというところでもあります。

そこで、今回の新しい制度は、教育委員会にとっても施策の推進を行っていく上で大きくスピードアップできるものというふうに思っております。今回市長も含めた総合教育会議が開催をされることで、いわゆるそこで決定された事項というのは市長も認めている内容であるということから、当然予算的なことも会議の中で内諾をしておるし、市全体でそれを推進をしていくということになりますから、この総合教育会議の中で決められたこと、あるいは協議をされたことがスピードアップして、スピーディーにその物事が進んでいくというのが期待をされるというふうに思うところでもあります。

そこで、新しくなられた松村教育長の所信をお伺いしたいと思います。

(教育長 松村智由君、挙手して発言を求め)

○議長(沖原賢治君) 松村教育長。

[教育長 松村智由君 登壇]

○教育長(松村智由君) ただいまお話がございました総合教育会議でございますけれども、これにつきましては、市長や教育委員との協議を持って、これから大綱を策定していくこととなりますが、例えば、今教育を考えていくには、国の流れ、県の流れ、市の流れというものがございます。本市の大綱におきましては、特に三次市における教育に関する総合的な施策に関する目標や根本となる方針でなければならないと考えているところでございます。そこで、まず県が示す大綱というものも1つの基準にすることも重要ではないかと考えているところでございます。

また、本市の小中一貫教育をさらに充実させていく中で、9年間の学びの場、さらに保育所、幼稚園を含めると12年間の学びの場、加えて高校へどのようにつなげていくのか、15歳の春を迎えさせた後の生きる力を持たせるための教育のあり方なども重要であると考えているところでございます。

それを支えていく基盤となるのが社会教育、家庭教育、地域教育でございます。これらを含めて教育の全体図をしっかりと見詰め、最終的に子供たちにつけていくべき生きる力に効果的に結びつけていくものをできる限り創造していくことが重要であり、取り組みたいと考えているところであります。

また、その中で特に9年間を見通した計画というものは非常に重要であろうかと思えます。特に私は各小中学校が意識をして取り組んでほしいと考えているのは、感謝をする心の育成、それから教科学力の向上、これは先ほどもございましたが、基礎、基本をしっかりと身につけて社会に出ていく、こういうことをしっかりと取り組みを進めてまいりたいと考えております。そのためにも教職員が主導性を高め、そしてトップイメージを持って取り組むということが重要であろうかと思えます。

また、そのためには学校においてそれぞれリーダーシップを発揮し、地域としっかりと連携

をとる中で教育を進めていけば、また地域の活性化にもつながっていくものと考えているところでございます。

(1番 吉岡広小路君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 吉岡議員。

[1番 吉岡広小路君 登壇]

○1番(吉岡広小路君) 所信はお伺いしましたけれども、先ほど言いましたように、私が今、松村教育長に、また新しい教育委員会制度のもとで、三次市の教育委員会に求められているのは、やはり強いリーダーシップと、明快なやはり何をやるかという指示であろうかというふうに思います。松村教育長は、私自身はやっと教育のプロが教育長に就任をされたということで、今回の人事にも、また松村教育長にも大変な期待をお持ちしておりますし、さらには府中学園の初代校長という観点からも、やはり学校経営の中でも教育委員会の中でもきちんと教育の経営という部分が入らなければならない。やはり保護者の皆さんや生徒の皆さん、児童の皆さんから、やはり信頼される、選ばれる学校づくりというのを絶えず行っていかなければいけない。その経営手腕をぜひとも発揮をしていただきたいという思いであります。初回でありますからこの程度にしたいと思いますけれども、どうか遺憾なく、やはり遠慮なく思い切り手腕を発揮していただきたいということで、次の質問に移りたいというふうに思います。

次は、公共施設のあり方についてであります。

公共施設のあり方については、一昨日来、質問もかなり多く出されております。今回、私は2番、3番、4番、そういった質問をまとめて、行財政改革の観点から公共施設の建設の是非、あるいは維持管理にかかわる質問を総合的にさせていただきたいと思っております。

まず1点目は、行財政改革と施設の維持管理についての考え方であります。

一昨日からの質問で繰り返されているように、これまでの数年間の例えば庁舎や市民ホールの建設の大型建設事業が将来を本当に見据えたものであるのかどうか、今になって不備が多いじゃないかとか、そういった指摘も、あるいは疑問を呈する声も多く寄せられてるのも事実であります。

ただ一方では、ただ単にそれはコストの削減であるとか、縮小しろとかいう観点ばかりではなくて、地方の中核都市三次として、それに見合う威厳を持った、あるいは、ある程度のグレードの高い施設建設を、あるいは公共施設の建設を三次市は行っていかなければならないという、やはり市民の期待の裏返しもあるかというふうに思います。もちろんその中では、抑えられるコストは抑えていかなければなりませんけれども、将来10年先、20年先を見据えた三次市のあるべき公共施設のあり方というのを、もう1度やはりきちんと整理をしてみる必要があるかというふうに思います。

一方で、やっぱり一昨日の質問の中で問われたように、「日経グローバル」の中では、人口1人当たりの地方債、いわゆる借金の残高が1人当たり100万円を超えて、2015年度末見込みで言うと106万7,164円になるそうでもありますけれども、全国でワースト6位であるという数字がありました。この数字にいたしましても、三次市がいわゆる財政改革、行財政改革を待った

なしで行わなければならないということを示しておきまして、この施設管理、維持管理にしても避けては通れない課題であろうかというふうに思います。もちろん職員定数削減であるとか、議員定数削減による人件費抑制というのは有効な手段でありますし、公共施設の廃止、統合、民間への移譲なども含めて、そういった施策を講じる必要があります。

平成17年度に指定管理者制度が導入されたときよりも、本年3月末の時点と比べてみますと、いわゆる直営の施設がふえて、あるいは指定管理者の施設が減少しているというような状況もあります。例えば雇用促進住宅を買い取り、市営住宅で今現在直営で管理をしているなど、やはり本来だったら民間でやっていただく、あるいは市の施設として民間に移譲しなければならないものを、反対に直営で管理をしている施設というのも数多くあるかと思えます。

反対に、先ほど言いましたような廃止や民間へ譲渡されるものというのはわずかであって、いわゆるファシリティーマネジメントが進んでいないと言わざるを得ません。

こういったときに、昨日も話がありましたように、財政のほうは総合管理計画を本年度中に策定をして、その整理、統合を行うということでありましたけれども、もっと積極的に、もっとスピードを上げて、施設の整理、公共施設の統合を行うべきであると考えますけれども、これについてはいかがでございましょうか。

(財務部長 部谷義登君、挙手して発言を求める)

○議長（沖原賢治君） 部谷財務部長。

[財務部長 部谷義登君 登壇]

○財務部長（部谷義登君） 公共施設の考え方に入る前に、先ほど地方債残高のお話があったので、少し説明をさせていただこうと思います。

一昨日もちょっと説明させていただいたんですけれども、確かに一般会計の27年度の残高見込みで申しますと107万7,000円だったと、1人当たりが。ただ、一昨日も申しましたように、これについては合併時からこういう状況が続いております。ただし、その内容として有利な起債に置きかえている、そういうこともありまして、107万7,000円の7割を超える部分は、今年度、国が補填をしてくれるということでもあります。実質の市民1人当たりの負担は、今ちょっと数字がないんですけど26万円余りということでございますので、御理解をいただければというふうに思います。

公共施設の考え方でございますけれども、確かに課題が多いというふうに思っております。昨年度策定をいたしました三次市行財政改革大綱におきましても、健全で安定的な財政運営と、市有資産管理のための財政改革、これは重点項目の1つとなっているところでございます。

本市におきましてもインフラを含めました公共施設等の市有資産は、老朽化によります更新時期を迎えること、そして人口の減少等によります公共施設の利用状況が今後大きく変化をしていくということが予想されます。そのために本市が保有いたします公共施設の全体図を把握をし、統合でありますとか廃止、見直しなどを含めた今後の総合的かつ計画的な管理に関しまず基本的な考え方を定めます三次市公共施設等総合管理計画の策定を今年度進めているところでございまして、具体的な部分についてはこの計画の中でお示しをさせていただければというふ

うに考えております。

(1番 吉岡広小路君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 吉岡議員。

[1番 吉岡広小路君 登壇]

○1番(吉岡広小路君) 財政の問題については、また別の機会にしっかりと議論をしたいというふうに思いますが、施設に関して、先ほど言われましたように総合管理計画の中でそれを示していくということでもありますけれども、現在、例えば市内の公共施設を見てみると、支所などもそうありますけれども、いわゆる今回4月、特に4月の新庁舎移転に伴って、数多くのやはり公共施設の中で、市の所有する直営の施設の中であって、いわゆる空きスペースというのが存在しています。

特に著しいのがまちづくりセンターでありますとか、生涯学習センターでは、その空きスペースがうまく整理整頓もされてないということもありましたり、なかなかうまく機能されてないように感じます。それどころか、まちづくりセンターでは施設を維持管理をするために、わざわざ新しい嘱託職員を1名採用して、そこの維持管理をする、まちづくりセンターを使用する人のためにその嘱託職員が1名置いて、他の職員と一緒に2名でその管理運営を行っておるというような現状を見ると、やはり施設をまず建てる、建設をする、統合する、その前に現在ある施設をどのように有効的に活用するかであるとか、空きスペースをどのように生かしていくかであるとか、あるいは、もう要らないんだったら民間譲渡するとかというところを最初に計画して、その中で整理統合されるべきだというふうに思いますが、重ねて今後のその施設のあり方についてお聞きしたいと思います。

(財務部長 部谷義登君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 部谷財務部長。

[財務部長 部谷義登君 登壇]

○財務部長(部谷義登君) 具体的にまちセンのお話でしたがございましたけれども、まちづくりセンター、貸し館として非常に利用も多いということもありまして、人員の配置をさせていただいて管理をさせていただいているということでございます。

ただ、議員御指摘のように、公共施設の中に空きスペースの部分が確かにございます。ただ、今後はそういったスペースの活用も図りながら、管理コストの低減等も図りながら計画的な保全に努めてまいりますけれども、先ほども申しましたように、将来を見越して統合でありますとか、廃止ができるもの、そして譲渡、そういったものも含めてしっかり検討させていただいて、できるだけ具体的な内容で計画の中でお示しをさせていただければというふうに考えております。

(1番 吉岡広小路君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 吉岡議員。

[1番 吉岡広小路君 登壇]

○1番(吉岡広小路君) 全体の施設管理については、それでは総合管理計画の中でしっかりと議

論もさせていただきたいと思いますが、1点、先日来より気になることが1つあります。これは市長にお伺いしたいんですけれども、市長はこれまでの10年間、いわゆる合併後の昨年までの間で、いわゆる中心市街地の整備は大体終わった、これからいわゆる周辺部の整備をする時代だというふうに言われておりますけれども、これは私自身はやっぱり偏った考え方だろうかと思う。決してやはり中心部に活力がないと、三次市の中でも中心市街地にやはり活力がないと、雇用の面でありますとか、定住対策は望めないし、当然継続して中心市街地の活性化であるとか施設の整備というのは行っていく必要があるし、これがやはり先ほど言いましたように企業誘致でありますとか、雇用対策でありますとか、あるいは定住対策につながってこようかと思っておりますけれども、この考え方について市長の考えをお伺いしたいと思います。

(市長 増田和俊君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 増田市長。

[市長 増田和俊君 登壇]

○市長(増田和俊君) 御質問であります、この合併して11年が経過した中で、中心市街地を中心に整備してきたということは事実であります。これはやはり今、吉岡議員がおっしゃっておられるように、やはり中心機能がやはり發揮してこそ活力が生まれてくるということで、現実の姿として11年間なりましようか、合併して、人口もそうした中心市街地はほぼ守られてきておる。それを生かした中でのまちづくりをこれから展開しようということでありますから、当然ながら企業の誘致もありましようし、運動公園の活用、あるいは文化施設の活用等々、進めてくることは私自身も考えておりますし、決して中心市街地を整備をしていかないということはありません。やるべきものはやっていくという考えは持ち続けております。

いろいろまちづくりの中で極端な話を持っていくと大変難しゅうございますんで、ただ、周辺を見据えた中で、常日ごろから人口減少、5,000人、6,000人という、吉岡議員もいろいろな中でおっしゃっておられるように、人口減少思われてるのも事実であります、そこにはやはり周辺が大きな減少の状況で大変厳しい状況になっておる。そうしたこれからの10年、人口減少と少子高齢化を真っ正面から取り組んでいくということの中では、当然今までできておらなかった周辺地域にさまざまな地域の個性、特色あるそうしたこれから何とか地域を守っていきこうという住民自治組織の皆さんを初めとした皆さんと一体となって、行政としての汗かくのは当然のことだと思っておりますから、私は極端な市政運営はすべきでないと思いますが、しかし、やらなければならないところは手だてをしていくと、それが1つは周辺地域であろうというように思っております。

(1番 吉岡広小路君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 吉岡議員。

[1番 吉岡広小路君 登壇]

○1番(吉岡広小路君) おっしゃるとおりだと思いますけれども、当然周辺地域におけるいろんな施設整備であるとか、老朽化したものの維持管理をどうするかというのは考えなければなりませんけれども、その前提となるのが人口減少をいかに食い止めるかであるとか、定住対策を

どうするかとか、雇用であるとか、そういったまず大前提の条件の整備をしない中で周辺整備を行ってても、これはやはり三次市が生き残っていくということになりませんし、例えば少子化の歯どめをかけないで学校だけを、施設を整備をしても、これはやはり子供たちをふやすということも考えなきゃいけないのと同じように、やはり全体となるやはり市の目標であるとか、市のやはり定住人口をどのようにふやしていくか、あるいは雇用をどのようにふやしていくかという大きなやはり目標というのが施設整備の考え方の中にも要るんだろうと思います。こういったものをあわせて、いわゆる先ほど財政が言われた総合管理計画の中で、そういった10年先、20年先を見越して、本当に大胆に施設の整理統合を行うもの、もう廃止するもの、民間へ譲渡するもの、きちんとそれを明示をして提示をしていただきたいというふうに思います。

そこで、ちょっと少し観点を変えて、組織のあり方を考えてみたいと思いますが、本年10月からマイナンバー制度が導入されます。このマイナンバー制度については、それぞれ個人情報観点であるとか、いろんなマイナスの要素も指摘をされておりますけれども、住民サービスにおいてはいろいろ大きなこれから変化も期待もできます。特にもう既にシステム変更であるとか、それに組み組んである自治体もあるというふうにお伺いしてはおりますけれども、このマイナンバー制度が導入をして、市民の皆さんがカードを持っていただくと、このカードを利用することによって、例えばコンビニで24時間、祭日でも夜間であろうとも、住民票が取得できたり、印鑑証明が取得できたりという仕組みができるようになります。こういったいわゆるITでありますとか、新しい制度を利用して住民サービスの向上することというのは三次市の中で考えられないか。

あるいは、こうしたことをどんどん突き進めていくと、本来の本庁も含めて窓口のあり方ありますとか、支所の窓口のあり方などが大きく変わってこようかというふうに思いますけれども、こうした10月1日からのマイナンバー制度導入による、いわゆる市民サービスへのあり方、それから役所としての対応の仕方、あり方というのをお知らせいただきたいと思います。

(総務部長 藤井啓介君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 藤井総務部長。

[総務部長 藤井啓介君 登壇]

○総務部長(藤井啓介君) マイナンバー制度の導入に伴いまして、市民の皆さん、行政機関等の窓口へ提出する書類の削減でありますとか、あるいはそういったものを受けた行政間の手続面において負担が軽減をされるということでございますけれども、その負担が軽減をされるということによって、現在本庁及び支所で窓口サービス行っておりますが、この窓口サービスそのものが大きく見直しをしなければならないというふうには考えてはおりません。先ほど支所のお話もされましたけども、支所は市民の皆さんにとりまして最も身近な行政窓口として、御指摘のような各種申請の受け付けや証明書発行等の窓口サービスを提供もしておりますし、さらには例えば市道の補修でありますとか、そういった対応もしております。さらに申し上げますと、地域の皆さんとともに地域の魅力を生かした特色と個性のあるまちづくりを積極的に展開していくという大きな役割を担っております。そういった意味で、マイナンバー制度の導入によ

って当然ながら効率化する、そして事務が簡素化するという面もありますが、御指摘の支所等についての役割というのは引き続き必要だと考えております。

(1番 吉岡広小路君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 吉岡議員。

[1番 吉岡広小路君 登壇]

○1番(吉岡広小路君) 組織のあり方であるとか、我々の凝り固まった概念というのを少し変えてみなければいけないと思うんです。やはり今まではやっぱり市役所というのは、そこにあって、支所もそこにあって、住民の皆さんが来られて申請をされてというところからスタートしていたのが今までの行政だとすると、やはりそうではなくて、やはり高齢者の皆さんもふえてきたし、みずから出かけてって御用聞きのようにして行るのが、もっと効率よく住民サービスを上げることじゃないかと考えますし、あるいは、きのうも吉舎の公共施設、全体的に見直すという意見がありましたけれども、例えば支所の中に自治連合会が入ったり、社会福祉協議会が入ったり、あるいは商工会の職員さんも入って一体的なやはり地域の管理でありますとか、地域のいろんなことを一緒に行っていくというのもこれからの方向であろうかというふうに思います。こういったマイナンバー制度を利用して、住民票であるとか交付すべき事項は、こういった機械であったり、夜でもできるわけでありまして、今、コンビニでも公共料金の支払いとかもできるようになりました。こういったことから言うと、もっとやはりそういったことによって、三次市のやはり行政のあり方であるとか、市民サービスのあり方が変わってこなければならないんだというふうに私自身思いますけれども、再度お伺いをしたいと思います。

(総務部長 藤井啓介君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 藤井総務部長。

[総務部長 藤井啓介君 登壇]

○総務部長(藤井啓介君) このマイナンバー制度の開始によって、例えばということで住民票等のコンビニ交付といったことも可能になってまいります。現在、本市として具体的に住民票のコンビニ交付ということについては今後の検討というふうには思っておりますけれども、そのようなことは可能になってまいります。可能になってまいります。そういった意味で住民の皆さんの利便性が上がる、あるいはその手続の簡素化というのは進んでくるだろうというふうに思っておりますけれども、窓口機能の果たす役割というのはやはり必要である。具体的に言いますと、住民票が全部コンビニで交付できるようになったとしても、市役所としてのそういった窓口を閉じるということは当然にできないわけで、その作業というのは、その機能というのは当然残っていくわけですから、そこら辺は住民の方の利便性の向上と、そして当然コンビニ交付を新たにするとすればコストもかかるわけでございますので、そこら辺も検討しながら今後しっかりと対応していくということであるとと考えております。

(1番 吉岡広小路君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 吉岡議員。

[1番 吉岡広小路君 登壇]

○1番（吉岡広小路君） 行財政改革というのは何かというと、こうしたいろんな制度ができる、新しいITなんかを使っているいろんな改革がなされてくる中で、先ほど言われたように、全てではないかも知れないけども窓口の改革ができる、今まで3人で職員さんがやっていた業務が1人で済むようになった。じゃああとの2人の正職員さんにかけてた経費をやはりどこに回すか、少子化に回そう、教育に回そうというのが、まさしく私自身は行財政改革であろうかというふうに思いますので、それを不断の努力として、不断の改革として継続的に行っていかなきゃいけないと思う。ただ、支所があって、そこに職員がいてというだけで住民サービスが守れるものではなくて、やはり出かけてもっと住民サービスの向上をしようというふうに改革、職員みずからも変わらなきゃいけないのがありますが、役所全体の考え方を変えていくというのが私自身は行財政改革の基本になろうかというふうに思います。

先ほどの総合管理計画、こういったものの中には、こういったやはり新しい仕組みでありますとか制度を利用して、いわゆる組織そのものを変えていくということも基本的な事項の中に含まれなければならないんだらうというふうに思います。それを指摘をして、次の質問に移りたいと思いますが、次の質問は個別の質問2点させていただきたいと思います。個別の質問は、カヌー公園さくぎの問題と、旧解放センターの建てかえであるまちづくりセンター別館建てかえ事業についてお伺いしたいと思います。

本年3月の定例会で、その内容であるとか、予算であるとか、そういったものについていわゆる疑義の生じたものが3つあるかというふうに私は思います。1つは、川西郷の駅整備支援事業、もう1つは、カヌー公園さくぎへの川とのふれあい事業、あるいは旧解放センターの建てかえであるまちづくりセンター別館建てかえ事業についてであります。これについては過日、5月13日に全員協議会も開催をされ、その説明もあったところではありますが、その説明を幾ら聞いてもよくわからないことがあります。

この3つの事業に共通したよくわからない点というのは、全ての事業がいわゆる今後の事業計画であるとか、集客や利用者数も含めたいわゆる収支計画、事業の規模であるとか、その施設の予算、維持管理費、市の持ち出しの費用が幾らになるのか、こういったことが一切明らかにされないということでもあります。当然事業を行っていく上においては、そういった事業規模であるとか、収支予算であるとか、あるいは市の持ち出しであるとか、こういったものがきちんと明らかにされて、その議論がされなければならないというふうに思っているところであります。具体的なことを幾ら聞いても、本年度計画の中でそれをお示しをするということでありまして、もう既に予算が進行しておる中で、これから収支計画を立てる、あるいは事業の規模をこれから考えるというのもどうもおかしな話であろうかというふうに私自身は思います。

川西郷の駅については、事業主体がいわゆる地域であったり、民間であるということもなりますが、この経営など、あるいは収支計画などについては、三次市が厳しいやはり指導、監督を行っていかなければならないであろうかというふうに思います。ですから今回は川西郷の駅については質問を控えたいと思いますが、2点についてお伺いします。

まず、今回のカヌー公園さくぎへのいわゆる温泉、あるいは温浴施設の建設は、合併時の新

市まちづくり事業のフォロー事業として行われるということでありましたけれども、このフォロー事業として書かれております川とのふれあい事業がなぜ温浴施設建設になるのか、御説明をお願いしたいと思います。

(作木支所長 加藤良二君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 加藤作木支所長。

[作木支所長 加藤良二君 登壇]

○作木支所長(加藤良二君) 江の川カヌー公園さくぎには、シャワー設備を備えておりますが、利用客から入浴のできる施設を望む声が多くありまして、課題となっております。このために平成15年に合併協議会が作成されました新市まちづくり計画にも事業として計上していましたが、具体化をせず、残事業となっております。2年前の平成25年から新市まちづくり計画の残事業を検証する中で、作木町の地域審議会から川とのふれあい事業として、カヌー公園への温浴施設の整備が一番に求められておりまして、三次市新市まちづくり計画事業検討委員会で残事業を検証しました結果、この川とのふれあい事業、温浴施設の整備でございますが、フォロー事業の1つとして決定をされたものでございます。

(1番 吉岡広小路君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 吉岡議員。

[1番 吉岡広小路君 登壇]

○1番(吉岡広小路君) 合併時に新市まちづくり計画として上げられておりましたのは、そこにも言われたように、川とのふれあい事業ということで計画を載せておったと思いますが、私を含めて今回そこに温浴施設ができるというような計画というのは初めて聞く議員も、市民の皆さんもたくさんいらっしゃるのではなかろうかと思います。

そこで、具体的なことも聞いていきたいと思いますが、本年度計画されている、いわゆる調査測量業務とは一体何を行うのか。また、この本施設、温浴施設に係る、建設に係る事業費であるとか、温浴施設建設後の来客者の増であるとか、あるいは維持管理費、これはどれぐらいを見込んでおられるのか、お聞きをしたいと思います。

(地域振興部長 福永清三君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 福永地域振興部長。

[地域振興部長 福永清三君 登壇]

○地域振興部長(福永清三君) 本年度、調査費といたしまして、測量費含めて250万円を当初予算で計上しておるところでございます。この中身は、現在水源が未確定でございますので、施設内において3カ所のボーリングをしておりますけれども、その水量調査を行う中で、現状の水源が温浴施設に配水することが可能かどうかも含めて、改めて判断をしたいということでございます。それにあわせて今後のこの利便性を高めるがための規模を計画的にしたいということで、効率的、またコストにも配慮しながら基本的な計画を来年度に向けて立てていくということでございます。

(1番 吉岡広小路君、挙手して発言を求める)

○議長（沖原賢治君） 吉岡議員。

〔1番 吉岡広小路君 登壇〕

○1番（吉岡広小路君） 本年度、水量調査が主だというふうにお聞きをしましたが、もうこれは建設をするという前提でその計画を進められておるのか、いわゆる水量が足りなかったら、この計画はやめられるのか、あるいはコストを計算して、維持管理費もかかる、こうしたことが事業として好ましくないと判断されたらその計画をやめるのか、これについてもお伺いしたいと思えますし。

例えば、このカヌー公園さくぎへの温浴施設建設が、本市の他の施設、例えば君田温泉の集客などにいかに影響するかというところのシミュレーションなり、行われたかどうかというのをあわせてお聞きしたいと思えます。

（地域振興部長 福永清三君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 福永地域振興部長。

〔地域振興部長 福永清三君 登壇〕

○地域振興部長（福永清三君） まず、この温浴施設の事業と申しますのは、江の川カヌー公園さくぎの中にありますカヌーという自然の中で行われるスポーツを中心とした自然体験及び教育や都市との交流を目的に設置をされた事業でございます。スポーツのまち三次の実現を目指す本市といたしましては、多様なスポーツ施設の1つであるカヌー公園の機能を向上させることによって、現在要望がございます利用者から入浴できる施設を望む声が多くあるということで、そういった利便性の向上をさせて、集客力の向上も図っていきたいという観点でございます。

水源の調査で、現在3カ所ありますけれども、この水量も含めて、今後この規模、温浴施設の規模について、カヌー公園全体の機能を向上させるために、温浴施設は一部の附帯設備という考えでございますので、規模的には利用者の利便性を向上させるという範囲で想定を現在しておるところでございます。

今後計画を策定するに当たりましては、当然に効率性、またコストにも配慮しながら策定をしていきたいというふうに思っております。

なお、この温浴施設につきましては、カヌー公園の利用者の利便性を向上させるということでの附帯設備での設備でございますので、君田温泉への影響は非常に少ないものと考えております。

（1番 吉岡広小路君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 吉岡議員。

〔1番 吉岡広小路君 登壇〕

○1番（吉岡広小路君） 本来でしたら、そのカヌー公園に附帯施設をつくる、これによっていわゆる利用者が、先ほど言われたように、スポーツのまち三次をつくるためにどれだけの人がふえる、あるいは団体として合宿等行われるものがふえる、こういったところであるから、維持管理費がこれだけかかって、建設費がこれだけかかっても進めるべきであるというのを最初に

提示をしていただいて、その中で当然、君田温泉との兼ね合いであるとか、本当に影響が及ぼさないのかどうなのかというシミュレーションを行って、その建設を行うかどうかというのを是非を考えるとというのがあるべき筋であろうかというふうに思いますし、建設の順序だというふうに思います。

今、行政、三次市が行われようとしているのは、まず建設ありきで、内容については、予算については、中身については、集客については、後から考えます、ことし考えます、そうでなくても建設するんですから、その事業をことし調査費も含めて進んでいきますということであつたら、それはやはりおかしいであろうというふうに思います。それをぜひ見直しを行っていただきたいのと。

それから観光客誘致であるとかいう観点から言うと、中国やまなみ街道開通、全線開通しましたけれども、尾道三次松江線を活用した整備であるとか、あるいは酒屋を中心とした、運動公園を中心とした合築施設の整備であるとか、こういったほうが、こういったところのほうが私自身は最初に言った中核都市三次としての今後の将来のあり方も含めて、その整備のほうが優先順位が高いというふうに私は思いますが、この行政の中で、この比較検討はどのように行われたか、優先順位の検討はどのように行われたかというのをお知らせいただきたいと思いません。

(市長 増田和俊君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 増田市長。

[市長 増田和俊君 登壇]

○市長(増田和俊君) 1点ほど、私は申し上げさせていただきたいと思えます。ただいまも部長、支所長のほうから説明しております件については、ごらんのようにフォロー事業の中で附属施設の機能として展開していこうということでございます。それのもとを振り返ってみますと、ただいまも説明しましたように、15年の合併協議会の中でこの事業を、川とのふれあい事業というのを策定して新市へ継承された、引き継いだ、その当時の市長は、今御質問されておられる吉岡市長でございます。当然ながら川とのふれあい事業については、副市長含めてヒアリングもされて合併協の中で、どういう事業をどのようなことの中で、川とのふれあい事業が今日まで残っておったというように私は理解をしております。それを最終的な地域審議会とか、いろいろな地域の皆さんの声を、残事業として、残課題として私自身も取り組んでいかなければならないということであって、全く質問の中で知らないというお話については、私は大変疑問に思っておるところでございます。私は残課題を解決していこうということでございます。

(地域振興部長 福永清三君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 福永地域振興部長。

[地域振興部長 福永清三君 登壇]

○地域振興部長(福永清三君) 市長が申しましたように、この川とのふれあい事業、温浴施設につきましても、地域審議会でも熱心に議論いただく中で、この設備整備が一番求められておる

ということで、今回調査測量の予算化をしたものでございます。やはりこの作木地区における江の川の自然との触れ合い、また豊かな農村環境を生かしたこの自然体験ができるということでございますので、将来的にも観光面、また修学旅行や合宿にも活用できるものというふうに考えております。

(1番 吉岡広小路君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 吉岡議員。

[1番 吉岡広小路君 登壇]

○1番(吉岡広小路君) 合併当時から今も全く変わってないと思いますけれども、当然それぞれ合併をした市町村、旧市・町・村で言うと、それぞれのやりたい事業であるとか、希望はあられたと思いますけど、その中で調整をして行ったのが合併の新市まちづくり計画ということになろうかと思えます。作木の場合は、この川とのふれあい事業という項目が残りましたけれども、その内容については全くその時点も議論をしてないというのが私自身の思いであります。

当然、先ほど言いましたように新市で合併をしますと、君田の中に君田温泉もありますし、当然その中で温泉施設を新しく建設をするというのはその当時も議論にならなかった。議論をする場合に、やはり先ほど言いましたように、どれだけお金がかかるか、どれだけ集客がかかるか、他の酒屋の中心に施設整備を行わなければならない施設がどの、ある意味優先順位でありますとか、事業の優先性であるとか、そういったものについては、きちんとやはり行政の中で比較検討して行くべきであろうかというふうに思います。当然地域のそれぞれの地域審議会とか、地域の中では多数の要望があるかと思えますけども、やはり財政が厳しい中、どれもこれも事業ができない中で言うと、その選択をしてあるというのが当然のことであろうかと思えます。

次の質問に行きたいと思いますが、同じ予算で、やはり旧解放センター、まちづくりセンター別館の建てかえの事業が計画をされておりますけれども、この事業というのは、質問で答えられたので言いますと、一般隣保事業で行うということでありましたけれども、このまちづくりセンター別館の建てかえの内容と、それからどういう事業で主体的に行うのかというのをお知らせいただきたいと思えます。

(副市長 高岡雅樹君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 高岡副市長。

[副市長 高岡雅樹君 登壇]

○副市長(高岡雅樹君) まちづくりセンターの別館についての御質問でございますが、昨日も御答弁させていただいたことと重複をすることをお許しをいただきたいと思えますが、まずはこの別館、現状で申しますと老朽化が著しい、耐震性の面からも安全性が確保できないという状況でございます。更新時期を現在迎えており、今後の対応が大きな課題となってる、こういったことが1点あるかと思えます。

それから、このまちづくりセンター別館、御承知いただいておりますとおり、行政として、市として設置管理条例を定めて、隣保館機能を有した施設といたしまして長年にわたって住民

の皆さんに供用を行って来ているという現状がございます。

それから、この老朽化、危険というか、安全性が確保できない建物について、地元のほうからは既存施設の建てかえ、もしくは耐震補強、さらには改修といった、こういった要望がなされた経過がございます。

4点目といたしましては、当然に行財政改革で申しましており、財源でありますとか、今後の維持管理コスト、こういった面について計画性を持って考慮していく、こういったことが必要であるという基本方針にのっとり、地元と数年にわたって時間をかけてこれまで協議を行ってまいりました。最終的に地元のほうも現行の規模を大幅に縮小し、運営についても、また管理経費についても地元のほうで負担する、こういった理解を得ることが現在できております。

そういった点から、執行部といたしましては現在の利用状況に応じた機能に見合う施設規模として見直し、建てかえることが適切であるとの判断に立ったものでございまして、今年度、当然老朽化し、危険性もある建物でございますので、解体設計、さらには最終的にはまちづくりセンターの設管条例の改正というのを議会の中で御議論をいただかなきゃいけませんので、そういった資料とするために集会施設としての設計の予算をお願いをし、可決をいただいているというものでございます。

さまざまな御意見もあろうかと思いますが、公共施設についての行革などでの考え方、これは老朽化による更新時期を迎えた公共施設の整備という点が1点ございます。さらに今後の維持管理というか、コスト面を含めて計画的な維持管理という点が2点目にあろうかと思いますが、そういう点からも今回のまちづくりセンター別館に対する執行部としての考え、予定というのは、こういった考えに沿ったものだというふうに思っておりますので、単に要望があるから、新たな集会施設を建てよう、そういったことではございませんので、経過等も踏まえて御理解をいただきたいというふうに思います。

(1番 吉岡広小路君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 吉岡議員。

[1番 吉岡広小路君 登壇]

○1番(吉岡広小路君) 本まちづくりセンター別館、解放センター、隣保館とも言っておりましたけれども、これは当時、昭和49年、同和对策事業として建設をされたものであります。これはいわゆる隣保事業として同和对策事業を行うということで、これまでその管理運営が行われて、相談業務が行われてきましたけれども、その用途がなくなった、相談もなくなったということでありまして、老朽化をしたのであるんだったら、本来だったらその機能がなくなったその施設を撤去して更地に戻すのが当然の姿であろうかと思っております。これを三次市の公共施設として新たに建設をするということは、一般隣保事業を残す、さらには同和对策事業を残すということになると考えますが、これについての考え方をお聞かせいただきたい。

(副市長 高岡雅樹君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 高岡副市長。

〔副市長 高岡雅樹君 登壇〕

○副市長（高岡雅樹君） 御承知いただいておりますとおり、三次市においては特別措置法に基づいた対策というのは既に終了いたしております。このまちづくりセンター別館というのは、現在もまちづくりセンター設置及び管理条例として、隣保機能を備えた施設ということで運営を行政が行ってきております。指定管理で行ってる時代もありましたが、現在は直営で行ってき

てる。その中で、さまざまな機能がございしますが、別館については、今は文化、あるいは地域の方々のコミュニティー、そういった面での住民の地域交流、こういった機能というのは残っております。確かに利用が最近特に昨年あたりは減少してきております。それは施設としての安全性が保てない、そういった施設機能に支障が起きたことよっての減少が起きたものでございますので、これまでも条例の中で住民の交流の場として供用開始してきた行政としての責任を果たしていく上でも、地元と協議をする中で、こういった将来にわたっての維持管理費は地元のほうで御負担をいただくということで御理解いただいておりますので、施設規模を見直した上での設置というのは、さっきも申しましたように公共施設の考え方にも沿ったものであるというふうに思っております。

行財政改革の基本的な考え方、これまでも踏襲してきておりますが、議員おっしゃいますように改革でございますので、目標を明確にした大胆さ、これは当然に要ろうかと思えます。一方で、地域の実情に応じたきめ細かな配慮が必要である、この点についても行財政改革推進審議委員会、市民の皆様にとつた外部組織でございますが、そういったところからの御指摘もいただいております、三次市とすれば今までも大胆さと繊細さ、こういったものを持って対応してきておりますので、そういったことからこういった今回の別館についての考え方、今までと何も変わっていないというふうに考えております。

（1番 吉岡広小路君、挙手して発言を求め）

○議長（沖原賢治君） 吉岡議員。

〔1番 吉岡広小路君 登壇〕

○1番（吉岡広小路君） 一般事業で行うのであれば、普通の集会所と同じように一定のルールで行われるべきだろうと思えます。これを依然として隣保館として、隣保機能を残してやるということは同対事業の温存ということになりますし、復活ということにもなります。時計の針を戻すわけにはいかないということを申し上げて、私の質問を終わりたいというふうに思います。以上であります。

（市長 増田和俊君、挙手して発言を求め）

○議長（沖原賢治君） 増田市長。

〔市長 増田和俊君 登壇〕

○市長（増田和俊君） ちょっと聞いてください。ただいま隣保館機能として残すのかという御質問をされたわけでありますから、そのことについてはお答えを申し上げておきたい。現在ある条例については廃止するというでありますから、明確にそれは残しておりません。

したがって、今ある別館、1,203平米だったと思いますが、それが老朽化して危険な状況である。そのために地元と数年間かけて話し合いを持って、その中で今、利用しておる中身だけを今後へ残していこうということで、150平米程度になろうと思っておりますが、それを残した中で地元との合意を見ております。条例は廃止をしていくということで、先ほど高岡副市長が言いましたように、地元の中で進めてもらおうということでもあります。

学校統合を含めて地元と何年間にわたっていろいろな条件整備について話し合いをしておる中で、まずは基本的には通学時のスクールバスの運行とか、そういう中で対応しておるのが現実でございます。したがって、やはり話し合いの中でいろいろと1つの結論を出すためには、その解決をしていくための手段としてはいろいろ出てくる、それが1つであろうかと思っております。私自身はこの問題については議会の中で十分御協議いただいて、しかるべき議会としての結論を出してもらいたいと思います。私自身は再議まで、野球場の問題を含めて、いろいろと今日まで再議が出て、覆して実現をつなげていったということではありますが、今回の分は皆さんに我々の姿勢は今明確に出させていただきました。議会の中で明快な、適切な判断をしていただきたい、再議は考えておりません。

以上でございます。

〔1番 吉岡広小路君 登壇〕

○1番（吉岡広小路君） 今後しっかり議論をさせていただきたいと思います。

終わります。

○議長（沖原賢治君） 順次質問を許します。

（6番 鈴木深由希君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 鈴木議員。

〔6番 鈴木深由希君 登壇〕

○6番（鈴木深由希君） 真正会の鈴木深由希です。お許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

大項目の1は、三次市障害者計画・第2期三次市障害者福祉計画について。大項目の2は、文化・スポーツ振興に関する施策についてです。

大項目1の1項目め、情報保障の充実・実行について、まず視覚障害者への合理的配慮についてお伺いいたします。

平成26年9月定例会で、視覚障害者へ健常者と同様の文書が送付されていることの改善をお願いし、12月定例会では、封筒、内容文書に点字の表記をする、点字を使えない視覚障害者には訪問、読み上げを提案いたしました。平成27年3月発行の三次市障害者計画・第2期三次市障害者福祉計画の主な施策の中に、平成27年度からの新規事業、所管部局を社会福祉課ほか全部署とし、音声コードの添付、点字シールが盛り込まれました。

本市の視覚障害者手帳受給者は4月1日現在248人です。音声コードの添付、点字シールの全部署実行には、まず248人の視覚障害者の情報保障の環境について、点字を使われるかどうか、家族のサポートがあるか否か、パソコンで音声ソフトを利用されているか、音声変換ソフト

トを利用されているかなどの調査が必要と考えますがいかがでしょうか。

(福祉保健部長 日野宗昭君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 日野福祉保健部長。

[福祉保健部長 日野宗昭君 登壇]

○福祉保健部長(日野宗昭君) 障害者のある方への情報保障の充実ということの御質問の中で、点字シール等の対応ということでございます。

まず、個人情報が含まれる重要な行政文書、これについては受け取られる方、視覚障害者のある方が内容の重要性を認識されて、そして自分で確認できる手段が選べると、そういった配慮が必要であるというふうに考えております。具体的には、今年度、点字シールを行政文書を発送する封筒に張るということになりますけども、その実施につけて、どういった行政文書を対象とするかといったことについて検討しとるということであります。具体的には、対象となると思われる方に対して、いわゆる希望調査を行って、基本的に同意をいただくということが必要でございますので、そういったニーズ、情報提供を行っていきたいというふうに考えておるところでございます。

(6番 鈴木深由希君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 鈴木議員。

[6番 鈴木深由希君 登壇]

○6番(鈴木深由希君) 希望調査を今から実施されるということですので。その調査段階で既に配慮が求められていることは認識されていると思います。きめ細かい丁寧な対応をお願いしたいと思います。

また、点字シールの添付ですが、視覚障害者の中で点字を使われない方もいらっしゃるということを改めて調査の中で確認をしていただきたい、細かく見ていただきたいと思います。

国連の障害者の権利に関する条例の締結による国内法制度の整備として、平成25年6月、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、いわゆる障害者差別解消法が制定され、平成28年4月1日から施行されます。障害者差別解消法では、不当な差別的扱いと合理的配慮をしないことが差別になるとされています。内閣府のリーフレットに、視覚障害のある人に書類を渡すだけで読み上げないことは、障害のない人にはきちんと情報を伝えているのに、障害のある人には情報を伝えていないということになり、合理的配慮をしないことになると一例に挙げられています。会社、お店など、民間へは合理的配慮をするように努力となっておりますが、役所はしなければならないと義務づけられております。

平成28年4月1日施行までに、音声コードの添付、点字シール等の実行する目標をいつとお考えで、先ほどおっしゃいました希望調査等を実施される予定でしょうか、お伺いいたします。

(福祉保健部長 日野宗昭君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 日野福祉保健部長。

[福祉保健部長 日野宗昭君 登壇]

○福祉保健部長(日野宗昭君) 希望調査の時期等でございますけども、具体的には点字シール、

これについて封筒に点字シールを張るということは、その御本人さんが障害を持たれた方だということがわかるということですので、それを具体的に希望されるかどうかということを確認させていただく必要があると。

そういう意味で、今回考えておりますのは、当面その御本人さんの同意ということですね、それをしっかりと確認をさせていただいた上で、具体的に行政文書、当面は福祉事務所から発送する文書ということになりますけども、その文書に点字シールを張って、これは三次市から来ておるといことがわかるような形でまず対応していきたいと。これについては今年度中で検討しとるといようなこととございます。

(6番 鈴木深由希君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 鈴木議員。

[6番 鈴木深由希君 登壇]

○6番(鈴木深由希君) 本人の要望というか、その希望をとるといことですが、表の封筒に点字シールが添付されるというものはもちろんです。先ほど申しました合理的配慮の部分で、情報をきちんと伝えない、目の見えない人に読み上げないで渡すといことは合理的配慮をしないこととされております。点字シール等の実行ももちろんですが、視覚障害者への情報の読み上げといものをしっかりと検討していただきたい。それを行うには、どういった体制を整えなくてはならないかといことをしっかりと検討していただき、28年4月1日施行までにぜひとも実行できるように検討していただきたいと思います。

続いて、聴覚障害者への合理的配慮についてお伺いいたします。

本市の聴覚障害者手帳受給者は、4月1日現在、215人です。その他実態がつかめていない、高齢による難聴者、中途失聴者はかなりの数に上ると思われます。私たちの日常生活や人間関係が音声や音で成り立っている中、聞こえに制限のある聴覚障害者のコミュニケーション方法は、補聴器等の活用と手話、指文字、読話、筆談、要約筆記があります。平成25年4月施行の障害者総合支援法で、手話通訳者、要約筆記者の養成は県に義務づけられ、その派遣は市町村の必須事業となっております。本市では、手話通訳の派遣は4名の手話通訳者が、要約筆記の派遣は、平成2年発足の要約筆記サークル「うかい」の会員が対応しております。通訳者は専業ではないので、どちらも事前に申し込みが必要で、聴覚障害者が市役所のいろいろな機関での手続や病院にかかるときなど、緊急時の対応が難しいことがあります。災害時、聴覚障害者に情報が伝わらず、取り残されることがないように、防災の観点からいかなるときに要請にも対応を可能にするには、市職員に手話通訳者、要約筆記者が育成されることが望ましいと考えます。

現在、手話通訳・要約筆記養成講座が社会福祉協議会の応援のもとに行われておりますが、この市職員に育成をするといことが何か考えられませんか、いかがでしょうか。

(福祉保健部長 日野宗昭君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 日野福祉保健部長。

[福祉保健部長 日野宗昭君 登壇]

○福祉保健部長（日野宗昭君） 要約筆記に係るいわゆる合理的配慮の一環として、職員がどう対応して研修しておるか、あるいは研修していくかという御質問でございますけども、手話通訳者の設置につきましては、福祉総合相談支援センター、保健センターのほう、こちらのほうで配置をしております。年間を通じてそちらのほうへお尋ねいただくと対応させていただくということは承知いただいております。

御質問の職員の要約筆記、窓口等での対応ということでございます。平成26年度、昨年度、これが平成27年の2月、この年明けて2月に2回程度実施しております。これ50名程度の職員に対して具体的な研修を行ったということでございます。

今年度は引き続き、年明けになろうかと思っておりますけども、できるだけ早く職員対象に要約筆記をしていくというふうに考えております。基本的にはお一人お一人が、お一人お一人の状況に応じて職員が窓口で対応すると、いわばマンツーマンといいますか、そういった対応が重要になってくるだろうというふうに思っておりますので、そういった意味で個別の対応ができるような研修ということもあわせて検討してまいりたいというふうには思っております。

（6番 鈴木深由希君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 鈴木議員。

〔6番 鈴木深由希君 登壇〕

○6番（鈴木深由希君） 昨年度実施されました要約筆記者の研修、市職員に関する研修、私も傍聴させて、一緒に勉強させていただきました。本当お仕事を終えて駆けつけて、一生懸命と聞いておられる姿が大変ありがたくも感じましたし、これが持続的に、また特別な技術でございますので、やっぱり継続が必要だと思います。それから、年2回程度、2時間程度というのはなかなか不足していると思います。しっかりと難聴者の方、中途失聴者の方がおっしゃってました、講師の先生がおっしゃっていましたが、少し時間が足りない、もう少し設けていただきたいという声もありますので、職員の方の負担もあるかもしれませんが、使命感を持って、ぜひ多くの職員が研修に臨んでいただけたらと思います。

昨年度、会派、真正会で大野城市に行きましたときも、窓口で手話通訳者3名の対応がなされるという体制をつくっておられました。ぜひとも本市におきましてもいろいろな場面で職員の活躍を期待するところであります。

続いて、手話についてお伝えします。

人は、文字で音を学びます。私たちも生まれてから文字を学んでいく、身につけていくときには、言葉、音で学んできました。生まれながら、また言語を取得する前に難聴になった人は、文字に対する音を知らないため手話が有効で、言語とされております。しかし、手話は日本語として認められてなく、学校教育法に定める学習指導要綱に認められていないため、特別支援学校での学習環境が整っていないなど、手話に対する社会の理解は不十分であります。

平成18年に国際連合総会で採択された障害者の権利に関する条例で、言語に手話やその他の非音声言語を含むことが明記され、憲法や法律に手話を規定する国がふえている中、日本は平成26年1月、おくれるところ8年、障害者の権利に関する条約をやっと批准しました。本市で

は平成26年3月定例会で手話言語法意見書が全員一致で採択され、国会に提出しました。国の法整備を待たず、まず鳥取県が平成26年10月11日、鳥取県手話言語条例を制定し、企業、社会福祉法人、NPO法人、地域など、手話学習会開催に係る経費を補助、学校での取り組み、議会での手話通訳者派遣、窓口職員向けの手話講座開催など、幅広く独自の取り組みを進められております。全国で鳥取県に続いて、神奈川県、群馬県、市では山口県萩市ほか、15の市が平成27年4月現在、条例化されています。

明治11年、聾教育が始まり、長い年月がかかって地道な活動により聾者のコミュニケーション手段である手話がやっと認められつつあります。本市においても手話言語条例を制定して、幅広い手話の浸透をお図りいただけないでしょうか、増田市長、御所見をお伺いいたします。

(市長 増田和俊君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 増田市長。

[市長 増田和俊君 登壇]

○市長(増田和俊君) お答えをいたすまでに、聴覚障害者の皆さんに対する手話通訳、あるいは要約筆記者の皆さんに対しては、大変に御尽力をいただいておりますことを感謝を申し上げます。と思っています。

さて、御質問の聴覚障害者の方への情報提供やコミュニケーションの手段といたしまして、手話の重要性ということについては十分認識をいたしております。その施策としては、手話通訳者設置事業とか、手話通訳者派遣事業、手話奉仕員養成講座など、委託ではございますが講座を持ちながら、行政としても努力をいたしておるところでございます。今後も意思疎通の手段の1つとして手話の活用を進めていくことで、聴覚障害の皆さんの社会参加を促進しながら、福祉の向上を目指していかなければならないと思っております。

そうした観点で御質問でございますが、手話言語条例の制定につきましては、全国で条例化をしておるのも承知もいたしております。この条例の目的、役割、制定した以降の市民の皆さんや市行政の責務、あるいは手話だけの問題に絞ってのみでよいのかどうか、他との関係とか含めて検討させていただいて、行政としてどういう形で条例化ができるか、今後の検討課題にさせていただきたいというように思っております。

(6番 鈴木深由希君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 鈴木議員。

[6番 鈴木深由希君 登壇]

○6番(鈴木深由希君) 検討ということ、御答弁をいただいたんですけど、いろいろな行政とか、事を進めていく上で、やはり条例、形にすることで逆にいろいろなことが広がりを持ったり、できないことができていくということもあると思いますので、ぜひとも前向きに、実現を目指した検討をお願いします。

次に、2項目め、公共施設の整備状況についてお伺いいたします。

新庁舎で業務が開始されてから、来庁者に対して総合案内の係によるきめ細かな案内が、訪れられた市民に大変好評です。視覚障害者への配慮、点字ブロックの設置に関してお伺いいた

します。

庁舎内は点字ブロックの設置が最低限にとどめてあるなどの印象で、職員による気配りによってカバーされるのか、また、高齢者がつまずいたり、車椅子や押し車が通りにくいことへ配慮した設置であるのかと理解した上でお伺いいたします。

1のパネルをお願いいたします。中央通りから進入路の東側、西側へ歩道が設置されました。市役所前バス停からすぐ右へ曲がる西側の歩道に点字ブロックが設置されていないのはどうしてでしょうか、こちらのパネルの写真のとおりでございます。お伺いいたします。

(財務部長 部谷義登君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 部谷財務部長。

[財務部長 部谷義登君 登壇]

○財務部長(部谷義登君) まず御指摘の市役所北側から庁舎に向かって西側の歩道、この経緯について少し説明をさせていただければというふうに思います。

基本的に庁舎にいらっしゃいます方の動線です、歩行者の方の動線、これはひさしがあって、降雨、雨が降ったりするときを考慮いたしまして、モール棟のひさしへ一番早く行っていただくということで、東側の歩道を動線として考えていたということがまず1つございます。

それから、西の歩道部分でございますけれども、当初は歩道として想定しておりませんでした。事業の途中で用地の確保ができたということもございまして、本庁舎から国道へ出るときの右折レーンですよ、3車線をちょっと考えておったんですけれども、県のほうから許可がおりなかったということもございまして、副次的な歩道にさせていただくということで、西側の歩道についてこういう形で点字ブロックが設置されていないということになっております。

(6番 鈴木深由希君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 鈴木議員。

[6番 鈴木深由希君 登壇]

○6番(鈴木深由希君) 市へ来庁者の動線がスムーズな配慮ということで、東側を主にお考えになったようですが、バスでおりられたら、一番身近なのがこちらの歩道なんです。この歩道がずっとそのまま行って、正面玄関のところまで行きます。そして横断歩道を渡って正面玄関へということで、逆に進入路の車の出入りを、わざわざ渡って東側から入るよりか安全と考えます。東側から来る人は、それ東側の歩道がスムーズでしょうけど、西側から来る方もいらっしゃいます。これは視覚障害者の方が戸惑われたんです。あれ、ここへ歩道ができたんだな、弱視の方です。あれ、点字ブロックがないわということなんで、ぜひともこれはこれから点字ブロックの設置に向けて御検討ください。

2のパネルをお願いします。続いて正面玄関の横の係員呼び出しインターホンです。視覚障害者だけでなく、車椅子利用者、押し車の必要な高齢者など、利用者が支援を求めるときに係員を呼ぶための配慮がなされていると思っておりました。しかし、視覚障害者の方から、そんな装置があったんじゃ、知らなかった、わからなかった。インターホンの前まで、ちゃんと点字ブロックの誘導はございます。しかしながら、目に見えない人はさわってみたときも点字等

の表示があるわけでもありませんし、視覚障害者も点字がわかる方ばかりではありません。設置されていることがわからないということで、人を認識して音が出るとか、少し音声、御用ありますかとか、何か出るような装置の改善はできないものでしょうか、お伺いいたします。

(財務部長 部谷義登君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 部谷財務部長。

[財務部長 部谷義登君 登壇]

○財務部長(部谷義登君) 正面玄関のインターホンといいますか、確かにセンサーがついたりして音でお知らせをするという装置はついておりません。こういった御指摘の箇所は確かに、私も全て回らせていただきました。改善の必要を感じる部分もございますので、利用状況等を確認をさせていただきながら、障害者の方にも優しい市庁舎づくり、努めていきたいというふうを考えております。

ただ、この場合は、今対応はあそこに立たれた方については総合案内のところからすぐわかりますので、実際状況を聞きましたら、すぐに出て行って、すぐに寄り添って、個室に御案内をしたりとか、それから御用のあるところはお呼びをして対応させていただいているというところでございます。

(6番 鈴木深由希君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 鈴木議員。

[6番 鈴木深由希君 登壇]

○6番(鈴木深由希君) 人の手による親切な案内が一番理想であります。

3のパネルをお願いします。これも点字ブロックに関することなんですけど、東入り口から風防室を入りまして庁舎内に入ると、右手に案内板があります。入り口からの点字ブロックは、この案内板までの誘導で終わっております。案内板に点字表示、音声案内が流れるのであれば理解できますが、入って右側に誘導され、壁でストップというのは、視覚障害者の方、戸惑われると思います。

4のパネルをお願いします。西入り口です。風防室の右手に宿直室があり、これらも、こちらも入って右に曲がる点字ブロックの誘導、宿直室小窓前でストップです。風防室から庁舎内への進入誘導はありません。

どちらもなんですけど、点字ブロックをつけないのならつけなくて、人的サービスで全部対応する、補うというのがありますが、わざわざつけてますと、逆にそれが視覚障害者の動揺のもととなっておることなんです。ここの西口入り口の、東口の点字ブロックはどのようなお考えで設置されたのでしょうか、お伺いいたします。

(財務部長 部谷義登君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 部谷財務部長。

[財務部長 部谷義登君 登壇]

○財務部長(部谷義登君) 旧東館の東側の入り口の部分、これは私もすぐに行きまして、確かに案内板のほうに立ちどまっていたとこの案内になっておるんですけども、点字がござい

ませんでしたので、ここにつきましてははすぐ設置をするように指示をいたしたところでございます。

それから、西側のこちらの写真の部分、これにつきましては、一応夜間に来られた方の想定しておりまして、一応ここで警備の方が対応されるということで想定をしておりますし、大部分の方は、正面もしくは東側の入り口から日中は来客ということですので、ただし、西側から、西側の裏と申しますか、入り口から入られた場合に、案内のところから総合案内のところまで点字ブロックございませんので、こういった部分については検討させていただいて、対応できるものであれば対応させていただければというふうに考えております。

(6番 鈴木深由希君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 鈴木議員。

[6番 鈴木深由希君 登壇]

○6番(鈴木深由希君) 全部回っていただいて、また前向きな検討していただけるということでありがとうございます。どうぞよろしく願いいたします。

次に、市道の白線について視覚障害者の声を伝えます。

弱視の方は、歩道の白線を頼りに歩かれます。市内の道路全てに歩道があるわけではなく、頼りの白線は途切れていたり、消えかけていたりです。市道の白線の点検や改修はどのくらいのペースで実施されていますか、お伺いいたします。

(建設部長 上岡譲二君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 上岡建設部長。

[建設部長 上岡譲二君 登壇]

○建設部長(上岡譲二君) 道路の白線、これは区画線というんですけど、区画線の目的は、車線幅等を明示し、交通の安全と円滑を図るために設置するものです。区画線のうち車道外側線は、車道の外側を明確にすることにより、車両、特に大型車が路肩に乗り入れることや側溝に脱輪することを防ぎます。さらに走行する車両にとって視線誘導の役割を果たし、運転を快適なものとし、そのことがまた交通事故を減少させる効果を持っています。区画線は視覚を通じて直観的にその内容を理解させるものなので、視認性が損なわれることのないようパトロール時等に点検をしております。点検等によって道路の一定区間について不鮮明な部分が当該区間の半分程度に達すると認められる場合、交通事故防止の観点から中央線の塗りかえを中心に行っております。

(6番 鈴木深由希君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 鈴木議員。

[6番 鈴木深由希君 登壇]

○6番(鈴木深由希君) 交通の安全、事故防止の観点からパトロール等をして随時改修等を行っているということでした。交通の安全の観点というのは、ドライバー、車の側からですけど、歩行者の側からも必要となっております。

余談ですが、白線の厚みというのは調整ができるんでしょうか。厚いほうが、今の白杖持っ

た弱視の方には目印となるということなので、その辺もちょっとこれから考えてみてください。

本市の障害者受給者で60歳以上の視覚障害者、聴覚障害者はおよそ86%だそうです。人生の途中で聴覚、視覚を失うと、その現実を受けとめ、障害を補うための生活に必要なすべを身につけることが求められます。それは高齢になるほど困難であります。障害者の問題は特別なことではないです。誰もが年を重ねます。自身や家族もなり得ることと考えて、社会全体で理解を深めていきたいものと考えます。ありがとうございます。

次に、3項目め、療育・発達支援体制の連携・充実についてお尋ねします。

平成16年12月10日に発達障害者支援法が公布され、本市では平成17年7月、旧粟屋西小学校に発達支援センターを開設、クリス先生の御指導のもと、センターが運営されております。過去に発達支援センターの利用を試験的に就学後も延長する試みがなされたと聞いておりますが、その取り組みがどういった内容で、どれくらいの期間実施されたのでしょうか、お伺いいたします。

(子育て・女性支援部長 瀧奥 恵君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 瀧奥子育て・女性支援部長。

[子育て・女性支援部長 瀧奥 恵君 登壇]

○子育て・女性支援部長(瀧奥 恵君) 平成24年度に子鹿医療療育センターが小学生までを対象にして開設されるということになったわけですが、これに向けまして、親子が安心して移行していただけるよう市の側面的な支援の一環といたしまして、平成23年度にこども発達支援センターにおきまして、小学校低学年を対象にした療育教室を通常の教室の開設日でない土曜日に開設し、子鹿医療療育センターのスタッフの研修受け入れを行っております。

また、子鹿医療療育センターの24年度の開設に向けましては、開設をされた24年度におきましても、こども発達支援センターから専門講師を派遣し、情報交換を行う中で、こども発達支援センターから子鹿のほうへ親子が安心して移行していただくような取り組みの一環として23年度に開設をしております。

(6番 鈴木深由希君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 鈴木議員。

[6番 鈴木深由希君 登壇]

○6番(鈴木深由希君) 子鹿医療療育センターの開設で、デイサービス、ショートステイ等、それまでになかったサービスが行われるようになってよかったという声も聞いております。しかしながら、根本的に求められているのは切れ目のない支援でございます。平成24年12月定例会で、滋賀県湖南市の湖南市発達支援システムを紹介、本市でのシステム導入を提案、その後、平成25年12月、26年3月定例会でも重ねてシステムの構築を要望してまいりました。

熊本県大野城市教育委員会では、発達障害やいじめ、不登校、非行など、さまざまな問題を抱える子供たちとその保護者を幼児期から小中学校まで一貫で支援する市教育サポートセンターを開設して、個々の子供の情報をデータベース化し、切れ目のない支援体制を構築されていきます。

埼玉県入間市は二十歳まで、ほかにも東京都目黒区など、一貫した支援を可能とするシステムを構築し、実行する自治体がふえております。

本市におきまして、その後、具体的に調査研究というものが行われていないようですが、何かお考えがあつてのことでしょうか、お伺いします。

(子育て・女性支援部長 瀧奥 恵君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 瀧奥子育て・女性支援部長。

[子育て・女性支援部長 瀧奥 恵君 登壇]

○子育て・女性支援部長(瀧奥 恵君) 支援に必要な情報共有につきましては、サポートファイルの活用を推進するとともに、保育所等とこども発達支援センターや子鹿医療療育センターとの連携のほか、本年度はこれまで以上に保育所等と小学校の連携について強化を図っているとございます。

こども発達支援センターは、早期発見、早期支援の役割を担い、幼児期の発達支援を行っております。今後においても支援を必要とする全ての親子が人生のどのステージにおいても安心して過ごし、お子さんが健やかに成長できるよう関係機関の役割と連携強化について検討し、支援体制づくりに努めたいと思っておりますが、現実的な取り組みといたしましては、まず関係機関の連携強化というところに現在力を注いでいるところでございます。

(6番 鈴木深由希君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 鈴木議員。

[6番 鈴木深由希君 登壇]

○6番(鈴木深由希君) 続いて、同じく一貫した支援システムについて、教育委員会のほうへお伺いしたいと思います。

小中一貫教育のよさを実感していると言われる松村教育長のリーダーシップのもと、ふるさと三次を誇りに思い、生きる力を身につけ、思いやりのある子供たちの育成に期待するところでもあります。小中一貫教育に関する現状は、昨日、同僚議員への御答弁でお聞きしましたので本題に入ります。

配慮の必要な児童生徒に適切な指導や支援が一人一人の特性に配慮して行われ、小中一貫教育のよい点が、いじめ等による不登校や進学問題の解決につながっていくのでしょうか。さきに述べております一貫した支援システムの構築が必要と思われませんか、御所見をお伺いいたします。

(教育長 松村智由君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 松村教育長。

[教育長 松村智由君 登壇]

○教育長(松村智由君) 小中一貫教育における特別に支援を要する児童生徒の支援ということでのお問い合わせかと考えております。現在、各学校におきましては、特別支援学級に在籍する児童生徒だけではなく、通常学級に在籍する特別な支援が必要な児童生徒についても指導を行うためのきめ細かい計画でございます個別の指導計画を作成してるところでございます。この

計画に基づき、一人一人の児童生徒の目標や手だてを明らかにし、個に応じた支援を行っていかうとして取り組みを進めております。

小中一貫教育によって、このことがどういうふうに変っていくのかということをごさいますけれども、小学校と中学校との連携によって、9年間を1つのスパンとして、それこそ先ほど鈴木議員がおっしゃいました切れ目のない支援を継続することができるというふうに考えております。例えば、小学校在学中から小中学校で個別に支援が必要な児童や生徒の状況をお互いに情報提供する、そしてそれを共有するというこで、個に応じたきめ細やかな支援を進めていかうと行っているところをごさいます。

(6番 鈴木深由希君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 鈴木議員。

[6番 鈴木深由希君 登壇]

○6番(鈴木深由希君) 子育て支援部、教育委員会とつながっていく連携する機関のそれぞれの御所見を伺いました。

それぞれ協力関係を強化しているという、取り組みはしっかりしていただいていると思います。小中一貫教育も小中の連携で9年間というものが切れ目なくなる、ここは大変期待できるころではありますが、どうも保護者の方が、今度中学校から高校進学とかいったときの壁がまたあると、常に不安に思っておられます。それから日常、病院とかいろいろな機関との調整をするときに、やはりコーディネーターがあつて、機関が一貫した連携等を橋渡しをするといったようなシステム、これはやっぱりデータベース化した上でのシステムというものは求められていると思いますので、どうぞしっかりと検討してみてください。具体的な検討をそれぞれの機関が集まってやってみてください、お願いします。

大きい項目1では、障害者支援について、さまざまな観点から質問いたしました。障害者の困難さを敏感に感じ、寄り添い、障害者自身の努力でかなわないことへの配慮をみんなで考えるまちづくりを進めていきたいと思ひます。

次に、大きい項目、文化・スポーツ振興に関する施策について。

1項目めは、観光鵜飼事業についてお伺ひいたします。

本市は、歴史の町、伝統文化が息づく町です。やまなみ街道開通で、中国縦貫道との結節点となり、官民一体でオール三次観光推進戦略を取り組んでいます。観光の目玉として、400年の歴史を誇る三次の鵜飼いが4月、27年、県の厳しい審査を経て、めでたく広島県無形民俗文化財に指定されましたことは皆さん御承知のとおりでございます。文化財指定は67件目ではございますが、民俗技術の部門としては第1号であります。

鵜飼いは、これまで幾度となく存続の危機がありました。多くの市民の応援、鵜匠の雇用保障について、地元企業の協力があり、鵜飼技術は着実に継承されております。鵜飼いは遊覧船を操る船頭の役割も重要です。鵜匠のさばきをお客様にしっかり見ていただくため、遊覧船を並行して走らせるわざは全国例を見ないと言われております。また、お客様へのおもてなしとして、観光ガイドの一翼も担っております。

昨年は天候不良を理由に乗っていただけなかった921人以外に、船頭の確保ができなく、予約の段階で420名の乗船をお断りせざるを得なかったという事実があります。船頭確保に観光協会として、県立大学、地元企業にお願いに回っておられます。鶺鴒いに乗ろうと楽しみにしてらっしゃるお客さんをお断りする、船頭がないからと言ってお断りするのはいけません。同僚議員もボランティアで参加しています。シーズン3カ月では、船頭は生業となり得ません。副業を禁じている企業が大半で、理解してもらえない。市の職員の中にも希望者はいますが、制約があるため参加に至っておりません。

安芸高田市は神楽振興に力を入れておられ、市職員の中に神楽団員が多数おられます。行政主催の行事であれば、市長名で職務専念義務免除を適用し、参加を許可されるそうです。また、過去に日本ブラジル協会の依頼で、ブラジルへ渡り、神楽を上演した際、市長名で参加団体の勤務する企業へ配慮のお願い、市職員には職務専念義務免除を適用されたそうです。

広島県無形民俗文化財に指定された鶺鴒いを守り、後世に伝えていくには、市民、企業へ理解、協力を働きかけることに関しまして、市の役割が問われていると思います。また、市職員が船頭技術を習得することができる策はないのでしょうか。御所見をお伺いいたします。

(地域振興部長 福永清三君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 福永地域振興部長。

[地域振興部長 福永清三君 登壇]

○地域振興部長(福永清三君) まず、約400年にわたる歴史と伝統を誇る三次の鶺鴒いは、鶺鴒匠の皆さん、そして船頭の皆さん、これまでに鶺鴒いにかかわられた多くの関係者の皆様の御尽力が認められまして、この春、広島県無形民俗文化財民俗技術第1号に指定をされたところでございます。本市といたしましても観光協会の観光鶺鴒い事業及び鶺鴒い伝統文化振興会に対しまして、鶺鴒い文化の継承並びに観光鶺鴒い事業の発展のための財政支援等を行ってきており、このたびの指定を受けられたことにつきましては大変喜ばしく、誇りに感じておるところでございます。

本市の三次の鶺鴒いは、現在船頭として約30名程度の方が活躍をされていらっしゃるわけですが、全ての方が毎日活動、出務できるわけではなく、船頭の確保が課題となっているのも承知をしてるところでございます。

本市の取り組みといたしまして、市の広報紙に本年3月において船頭募集の告知を行いました。また、来月7月においても、再度船頭募集の広告を行うよう準備をしてるところでございます。

観光協会におかれましては、現在確保の取り組みを精力を上げて取り組まれておりまして、2名の方が現在訓練をされていると伺っております。今後は広島県無形民俗文化財の指定されたことを受けまして、伝統継承のための関係者、市民が一体となって盛り上げていけるようなPRを行うとともに、引き続き三次市観光協会と連携をしまして、船頭確保の方策を検討してまいりたいと考えております。

市職員の取り組みにつきましては、現在定まったものはありません。今後の検討課題である

というふうに考えております。

(6番 鈴木深由希君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 鈴木議員。

[6番 鈴木深由希君 登壇]

○6番(鈴木深由希君) 誇りの持てる鶴飼いの伝承を、市民みんなで守っていきたいと考えます。

三次地区のまちづくりを考える会がまとめられ、本市が三次地区拠点整備計画を策定し、昨年11月25日、全員協議会で報告されました。その後、基本構想がどう扱われているのでしょうか、お伺いいたします。

(地域振興部長 福永清三君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 福永地域振興部長。

[地域振興部長 福永清三君 登壇]

○地域振興部長(福永清三君) 文化会館の跡地利用につきましては、三次地区のまちづくりを考える会ともいろいろと検討、協議を重ねまして、議員御質問のように、昨年11月に三次地区拠点整備基本計画を策定をし、今年度においては、その基本計画に基づき、建物の基本及び実設計の作成に取り組む予定でございます。

(6番 鈴木深由希君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 鈴木議員。

[6番 鈴木深由希君 登壇]

○6番(鈴木深由希君) やまなみ街道開通後、初のゴールデンウィークは、酒屋地区がにぎわった反面、市街地の飲食店では昨年比10%の減収であったと聞きました。商工会議所の調査でも、業況D Iは観光サービス業で12ポイント以上の大幅悪化と発表されていて、危機的状況です。早期に手を打たなくてはならないと考えております。

文化会館跡地利用の利活用は、市街地へいかに観光客を誘導するか、拠点となるべく期待される場所です。施設内観に稲生物怪、阿久利姫、三次人形、そして鶴飼いがイメージとしてありますが、展示だけでなく、鶴飼いの技術が実演できる施設整備をすることで、乗船につながっていくのではないかと考えます。また、芝居小屋のイメージで、本市の芸能文化、神楽、芝居を定期的に上演することは、皆さんが楽しまれ、多くの集客が見込まれると思います。市街地に呼ぶ、人を呼ぶ、その策を官民一体でしっかりと協議し、早期に実現しなければならないと考えますがいかがでしょうか、お伺いいたします。

(地域振興部長 福永清三君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 福永地域振興部長。

[地域振興部長 福永清三君 登壇]

○地域振興部長(福永清三君) 三次地区拠点施設の中には、観光客に三次の魅力を伝える展示のコーナー、また体験機能をできるスペースも計画をしております。三次の鶴飼いは本市を代表する観光資源の1つでもございます。しっかりとそのPRに努めてまいりたいというふうに考えております。

(6番 鈴木深由希君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 鈴木議員。

[6番 鈴木深由希君 登壇]

○6番(鈴木深由希君) しっかりと前を向いて実行していただいていると確信します。ますます皆さんが訪れてくださる三次を楽しんでいただけるように知恵を絞っていきたいと思います。

最後の項目に入らせていただきます。真田一幸スポーツ・文化こども育成基金の運営についてお伺いいたします。

基金について、平成27年3月定例会の教育民生常任委員会で説明を受け、委員からさまざまな意見が出されました。4月下旬、新聞で説明会の開催を知り、4月28日の説明会に参加いたしました。その他、これまでスポーツのまち三次活動支援補助金を受けたことのある団体には案内が送られましたが、その他どのような方法で説明会の周知をされましたでしょうか、お伺いいたします。

(教育次長 白石欣也君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 白石教育次長。

[教育次長 白石欣也君 登壇]

○教育次長(白石欣也君) 真田一幸スポーツ・文化こども育成事業について、説明会の周知についての御質問ですが、まず最初に、この事業の説明を少しさせていただきたいと思いますが、この真田一幸スポーツ・文化こども育成事業については、今年度からスタートする事業であります。昨年度、真田一幸さんから御寄附をいただいたものを、これを財源にして、今年度から事業を進めていくものでございます。主には補助金制度の創設と、小中学生へのスポーツ・文化用具の整備という2本立てで進めてまいります。

1つ目の補助金制度につきましては、昨年度までやっておりましたスポーツのまち三次活動支援補助金をベースにし、新たに青少年文化芸術活動を目的とした事業への補助を盛り込みました。対象者も小中学生だけでなく、高校生も含む内容といたしました。

御質問のこの説明会につきまして、4月28日に開催したわけなんですけど、まず広報みよしの4月号に掲載し、周知をし、また議員がおっしゃいました昨年のスポーツのまち三次の活動支援補助金を申請した団体にも封書で通知を行いました。さらに、市内の各小中学校を通じて保護者への周知も行いました。こういった関係で、できるだけ文化も新たにということですので、学校の保護者を通じてという形での周知をとらせていただいたというものでございます。

(6番 鈴木深由希君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 鈴木議員。

[6番 鈴木深由希君 登壇]

○6番(鈴木深由希君) 保護者への周知というものがなかなか徹底されていなかったのか、スポーツ団体の方は多くお見えになってきましたけど、文化関係の方は連絡がとれる範囲、とらせていただきましたが、なかなか参加が少なかったようです。

教育民生常任委員会で、市が本来執行すべき予算を削り、基金にすりかえることのないよう意見が出されました。説明会でも参加者からそういった条件が厳しくなり、すりかえてはいないかという厳しく意見が出されておりましたが、真田さんの御厚意が本当に生かされる運営になっているのでしょうか、このたび説明会で出された参加者の意見を持ち帰られ、どう協議されたのか、お伺いいたします。

(教育次長 白石欣也君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 白石教育次長。

[教育次長 白石欣也君 登壇]

○教育次長(白石欣也君) 4月の説明会で出された意見につきましては、今後の申請状況も見て、制度の内容について見直しが必要ということになれば次年度以降の見直しということに考えていく必要があると思います。

具体的に言いますと、スポーツのまち活動支援事業の中で、と違って、条件が厳しくなった部分、今回は団体の前年度繰越金の総額が20万円未満の団体は対象としないという規定を入れました。これはスポーツだけでなく、文化も含めて広く子供たちの活動をやってらっしゃる団体へ幅広くこの助成制度を利用していただきたいという観点から、そういった制限を設け、本当に財源のない団体に助成をさせていただきたいということで、こういう制限を加えていったものでございまして、説明会でもそういった説明はさせていただいております。

ただ、今後の申請状況等も踏まえて、またそういった御意見も検討させていただきたいと考えております。

(6番 鈴木深由希君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 鈴木議員。

[6番 鈴木深由希君 登壇]

○6番(鈴木深由希君) もうこのまま決定でなく、意見聴取、いろいろな意見を聞いて、これからも少しずつ条件を緩和していくということなので、これからの運営に期待するところであります。どうぞ本当、皆さん末端までこの真田さんの御厚意が行き渡るようお願いしたいと思います。

先ほどの意見交換なんですけど、意見のキャッチボールが市民とものとスムーズに行われたらなと思っております。これからのまちづくりは市民と市役所がともに汗して知恵を出し合うことと増田市長はおっしゃっております。ますます交流が深まり、キャッチボールができるようお願いしたいと思います。

障害者への合理的配慮が当たり前で、お互いを思いやる温かい三次になることを願って、私の一般質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

○議長(沖原賢治君) この際しばらく休憩をいたします。

再開は13時からとさせていただきます。

~~~~~ ○ ~~~~~

——休憩 午後 0時 0分——

——再開 午後 1時 0分——

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（沖原賢治君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

順次質問を許します。

（16番 齊木 亨君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 齊木議員。

〔16番 齊木 亨君 登壇〕

○16番（齊木 亨君） 真正会の齊木でございます。ちょうど午後のちょうどいい時間になってきました。質問が眠くならんように頑張りたいと思います。

それでは、質問を始めたいと思います。

合併以来、旧町村部では上水道を引く場合、引き込み口から自宅まで距離がある場合、その距離分について、利用者または集落全体が負担しなければならないとなっております。十日市や八次のように家がさほど離れていないならば、さほど大きな問題は少ないと考えますが、旧市周辺部や旧町村部の場合、地理的条件で大半の家の建築間隔が離れております。その状態で水道を引く場合は、引き込むだけで一般的に業者が施工する工事単価、今、約2万円ぐらい、メートル当たり2万円ぐらいかかっているようでございます。地理的に相当接続距離が長くなる流末の世帯では100メートルぐらいの距離もあるところであります。そうしますと、約、その家には200万円ぐらいの負担となるように考えます。

そのため、水道が引きたくてもその負担が耐えられないということで断念をせざるを得ない世帯がおられます。その1つの方法として、個々の負担を集落全体でそれぞれの負担金を足し、加入世帯で割る方法も地域の説明会でされているようですが、市として丁寧な事業説明や地域内で問題がありそうな世帯の相談に乗っていかないと、取り残される世帯が出てきます。そうした現状での説明や、地域の声聞いて歩き、まとめていく作業はどのぐらいされているのか、まずお伺いをしたいと思います。

（水道局長 坂本高宏君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 坂本水道局長。

〔水道局長 坂本高宏君 登壇〕

○水道局長（坂本高宏君） 費用がかかる水道事業を引く場合の説明ということでございます。各地域によって費用違いますので、原則として個人の負担となる各戸への給水工事につきましては、詳しくは業者さんへの見積もりをお願いするという、そして、その取りまとめ等については各常会、集落の取り決めにより、中には集落での取り組みをされることもありますが、そこについて費用等の積算等についても、市が関与するという事は直接はございませんで、そちらのほうの取り組みの方法ということで、集落の取り組みの方法があったり、個人での取り組みをされるという集落もありますよという説明程度で現在はしているところでございます。

（16番 齊木 亨君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 齊木議員。

〔16番 齊木 亨君 登壇〕

○16番（齊木 亨君） 周辺地域に高齢者世帯も多くありまして、余命の生活を見きわめると、負担は困難と考えられる方もおられ、水道を引きたくても断念せざるを得ない、また生活困窮世帯や地理的条件で莫大な負担をせざるを得ない世帯に対し、本市としまして今までの慣例、これ合併時の取り決めだと思いますが、旧三次市の慣例にあるということで、周辺、当時の町村部が家の近くまでは町村で負担をされていたようですが、市のほうは、合併してからは旧市の慣例ということで、そういった事業に、今までの事業にならないあり方を考えてみる必要があるのではないかということを今回提言をしたいと思えます。ライフラインにかかわる重大な問題だと思えますので、接続率の悪い地域は担当部署や支所がそういう加入努力はされておられますが、せっきくの水道事業、簡易水道事業ができましたも、利用されない世帯が出るというのはせっきくの事業に対してもったいない、そういう気持ちをしております。

できることなら世帯に対して、水道使用メーターまでは負担の限度額を設けて、加入しやすい支援措置が設けられないか、お伺いしたいと思います。

（水道局長 坂本高宏君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 坂本水道局長。

〔水道局長 坂本高宏君 登壇〕

○水道局長（坂本高宏君） 新市になりまして、市の管理する配水管から宅地へ引き込むための給水工事に係る費用の負担の考え方については、合併時の取り決めにより、旧三次市の例に従い、全て個人負担としております。これは先ほど議員おっしゃいましたように、旧町村部、また旧三次市周辺部に限らず、市内全域で同様でございます。

また、議員の提案でございますけれども、合併後11年が経過している中、今日まで旧三次市の例に従い事業を進めていますので、現段階で基本的な考え方を変えるということは全体へ与える影響が大きいので、見直しは難しいと考えております。

（16番 齊木 亨君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 齊木議員。

〔16番 齊木 亨君 登壇〕

○16番（齊木 亨君） 実は今回の質問につきましては、今まで慣例ということで全て、別にそれでごまかされてるわけじゃございませんけど、やっぱり時代が来れば、時代に合ったような考え方もしていかなければいけないんじゃないかという、そういう提案といいますか、お考えにならないかという質問でございます。よろしくまた考えていただきたいと思います。

じゃあ続きまして、三次市の窓口のワンストップサービスの進捗状況についてお伺いをしたいと思います。

新庁舎になりまして、各所に分散していた部署が1カ所に集まってきました。合併から約11年たって、本来の市役所の形ができ上がってきたところでございます。本来1カ所に集まったということで、ワンストップという姿にはなったと思えますが、窓口での手続や証明書発行等に

かかわる業務は、ある程度、市民窓口係に集約されたところがございます。手続等については、やはりそこで1カ所でできないんで、移動してもらって、それぞれの部署へ移動してもらって手続をしてもらわなければならない状況は今でも変わらないと思います。したがって、今の部署の配置につきまして、必ずしも市民目線でなく、それぞれの部署の業務を中心に配置してあり、来庁者から見れば、希望の部署を案内される、悪く言えばたらい回しになっているように見えます。

昨年の12月議会におきまして、私も一般質問でお伺いしました。新庁舎の窓口について、御答弁には、お客様が、来庁者ができるだけあちこちしなくて、この市役所の中で物事が全て済むようにとのことでもございました。確かに間違いなくそうなっているように考えます。その後の、その後のといいますか、この合併してからの窓口の、私、ワンストップサービスということを書いておりましたので、そのことにつきまして進捗状況なり、考え方がどのようになったか、お聞きしたいと思います。

(市民部長 森本 純君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 森本市民部長。

[市民部長 森本 純君 登壇]

○市民部長(森本 純君) 市民課市民窓口でのワンストップサービスでございますけども、従前から総合窓口センターとさせていただいております、課税課の諸証明の事務、あるいは育児支援課、現在では女性活躍支援課、それから社会福祉課、学校教育課の一部事務を市民課市民窓口係のほうで対応できるようにしてございます。

(16番 齊木 亨君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 齊木議員。

[16番 齊木 亨君 登壇]

○16番(齊木 亨君) 旧東館1階にあった総合窓口センターですか、改装前の場所にまた同じように窓口が設けておられます。市民の皆さんは、あそこの東玄関、東側玄関から、あそこに駐車場がありますんで、むしろ中央玄関よりどのぐらいですかね、約7割方ぐらいの方が東玄関から入ってこられると思います。実際に私もあそこ入ってみますと、部署の案内が、部署だけしか書いてない。最近ちょっといろいろ張られてきてます、要件についての部署はここですよとかいう小さい張り紙がしてあるんですけど、実際市民の方、あそこへ来庁者の方が入られて真っ先に探されるのが、部署、本来自分の要件の場所が見えるはずなんですけど、あそこ、やっぱり通路の関係ですかね、見えませんね。何かしよるうちに昔の窓口があるということで、案外中央の今までの窓口からすっと入られて、あそこへ、市民系の件と、今までの市民窓口ですか、あそこありますけど、あそこへ皆さん、ほとんど入られるようです。

私、フロア係も、あそこ、暮らしサポートですか、されて、3人ぐらいが交代でフロア係をされておられるようです。職員の皆さん、本当、来た来庁者に対して、ごくごく丁寧に皆さん案内されておられます。けど肝心の来庁者の方が、自分はどこ行きゃいいんかというのがわからずに入られる方が多くて、それからまた窓口のぞいて、また改めて案内されるようなケースも、

私、多々あるようには聞いております。

そこで、今、私、市民目線でないということ言いましたけど、少し市民の皆さんの意見を聞くためのアンケートをとられてはどうかと思うんです。どういうところで困ったかとか、私、ワンストップの話を進めてはおりますけど、今あくまでも部署単位の受け付けだけになっておると思います。一応、そういうことでちょっと、済みません、質問を同僚議員がいろいろされてはおりましたけど、とりあえず市民の気持ちを聞いていただくアンケートはとられないかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

(総務部長 藤井啓介君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 藤井総務部長。

[総務部長 藤井啓介君 登壇]

○総務部長(藤井啓介君) 市役所に対する市民の皆さんの御意見、御要望につきましては、ふだんから市民のポストへの投書等もいただいておりますし、あるいは直接に総合案内でありますとか、窓口でお聞きする場合もございます。これらの御意見を庁内で共有をいたしまして、必要に応じて対応をしているところでございまして、先日も1階部分の庁舎内の案内板表示を改善をさせていただいたところでありますけれども、今後も市民の皆さんから日常的な御意見を真摯に対応をしていくということを基本にいたしまして、議員御提案のアンケートについても、庁舎を統合してきたということもございますので、検討させていただきたいと思っております。

(16番 齊木 亨君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 齊木議員。

[16番 齊木 亨君 登壇]

○16番(齊木 亨君) 実際、今、再々言います、窓口業務が各部署の単位になっておることですよね、ワンストップというと1つの窓口で、座ったらそこへ入れかわり立ちかわりでも御自分の用事が済むという形のサービスが、私、ワンストップと考えておるんですけど、今の段階ではそういうふうになっていないということでございます。

ここで、今、私も質問、考えておる途中で、案内の張り紙がされたりしたんで、私の言う質問の少しはちょっとそがれたような格好になっておりますけど、前向きに考えておられるというのは評価いたします。今後そうした、私らの提案もございまして、市のほうにも来庁者に対して、より前向きにいう姿勢を出される、そういうところは長期的な考え方がございましたら、少しお話をお伺いしたいと思います。

(総務部長 藤井啓介君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 藤井総務部長。

[総務部長 藤井啓介君 登壇]

○総務部長(藤井啓介君) 新庁舎の完成に伴いまして、これまで分散配置をしておりました部署、集約をいたしました。御存じのように、税、保険、あるいは年金、福祉、子育てなど、窓口業務に関係する部署を本館及び東館の1階、または2階に集中配置をしております。この部署の配置に当たって考えましたのは、やはりまずは窓口、市民の皆さんへの窓口を1階、2階、ど

うしても建物の制約の関係で全てを1階ということにはなりませんので、できるだけ低階層に集中させるということと、具体的に配置についてはやっぱり関連をいたします業務を所管をする部署をできるだけ隣接をさせて、スムーズに連携がとれるように考慮をしております、集約前に比べれば来庁者の御負担は軽減をされていると考えております。

今後のことでございますけれども、基本的には総合案内で目的に沿った窓口を的確に御案内をする、そして各窓口の職員が親切に対応することが基本だと考えております。これまで市民の皆さんから電話でありますとか、あるいはメール等で職員の対応へのお褒めの言葉も数多くいただいております、引き続き評価をしていただけるように、職員の接客、接遇レベルの向上を目指して職員研修等しっかり行っていきたく思いますし、そういった中で、先ほども御答弁をさせていただきましたが、市民の皆さんの御意見を真摯に受けとめて、そういった窓口の対応をよりスムーズな対応ができるように改善も図ってまいりたいと考えております。

(16番 齊木 亨君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 齊木議員。

[16番 齊木 亨君 登壇]

○16番(齊木 亨君) 次は、まず今の1階と2階に業務を、来庁者の、お尋ねになった業務は1階、2階に集中してはおるんですが、障害者に関しての受け付け窓口が2階にあるということが、確かに部署は2階でございます、けど、やっぱり足の悪い方、それから目の見えないとか、そういう方もおられるようで、上へ上がられるのには中央の階段かエレベーターを使わんと上がられない、そういうこともあるように思います。本来は社会的弱者の立場を考えれば、1階にやっぱり配置しておくべきではないかと思えます。福祉タクシー券とか障害者手帳関係ですかね、そういうものを受けられるのは、やはり下の窓口で受けられるのが私はベターだとは思えます。そういったところを業務につきましては、身障者手帳ですか、福祉タクシー券、人工透析等の交通費の助成とか補装具の申請、別に2階上がるのが体力が要るいうわけではございませんけど、やっぱり1階のほうが不自由なということで、便利でよかろうということで、そこら辺の配慮ができるかどうか、市ほうのお考えをもう1つお聞きしたいと思えます。

(総務部長 藤井啓介君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 藤井総務部長。

[総務部長 藤井啓介君 登壇]

○総務部長(藤井啓介君) 先ほど障害者手帳などの交付について、具体的に事例を挙げて御指摘をいただきましたが、例えば先ほどの身体障害者手帳の交付申請でありますとか、あるいは手帳をお渡しするといった事務は市民課でも取り扱っております。ですから、申請であるとか、さまざまな形で御相談を受けるといった場合は、市民課だけということにはなりませんので、どうしても2階に上がっていただくようになりますが、その際に私どもが考えましたのは、先ほど申し上げた建物自体の物理的な制約ということだけでなく、やはり相談等を希望される方のプライバシーを尊重し、落ちついたスペースで相談に応じられることも考慮をいたしまして、この福祉、子育て関係の部署につきましては2階に配置をさせていただきました。そういった

ことで配置をいたしましたけれども、実際に2階に上がって御相談をされるということであれば、御不便をおかけをしてる面もあるというふうにも思います。けれども、エレベーターからの動線、エレベーター、今3基つけておりますけれども、庁舎の中央の3基のエレベーターを御利用いただければということで御理解をいただければと考えております。

(16番 齊木 亨君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 齊木議員。

[16番 齊木 亨君 登壇]

○16番(齊木 亨君) 確かに業務、皆さんいろいろやっておられるようですし、今もどんどん難しい点、気のついた点はどんどん改良されているように私も見ますので、そういう姿勢はこれからも維持していただいて、それが市民の意見、来庁者の意見を聞くことにもなるとは思いますが。

市役所の1階のフロアというものは、やっぱり市民の目線から見たときは総合窓口でもありますので、市民に対して一番サービスが発揮できる場所でもございます。来庁者を希望の窓口へ案内や、中央玄関に部署の配置の案内ではなく、業務の案内がわかりやすく、とりあえず配置していただくことを要望して、この質問は終わりたいと思います。

次に、これからの市の管轄する温浴施設についてということで質問を進めたいと思います。

6月5日の農業新聞によりますと、政府は2015年版の環境循環型社会、生物多様性白書、いわゆる環境白書ということを開議決定したと報じてありました。それには環境とともに作る地域社会、地域経済をテーマに、初めて地域社会と経済の課題を取り上げております。最近の頻発する自然災害や人口減少といった地方で深刻化する問題が里山等の荒廃などの環境問題と密接に関係すると指摘をしており、再生可能エネルギーや自然災害などの活用が地方創生に貢献すると説明しております。

また、持続可能な地域づくりのために地域資源を活用することが重要であるということが強調してありまして、森林資源を活用していくことが中山間地域を初め、人口減少地域の経済活動に大いに必要であると考えます。

最近の再生可能エネルギー活用において、太陽光に偏る発電、電力のひずみで、太陽光発電による買い取り価格の見直しや森林・木質バイオマス利用の動きが急になってまいりました。国は地方創生という看板を上げて、地方の活性化に意欲的な取り組みを求めてきてありまして、三次市としましても、まち・ひと・しごと創生の推進に取り組んでいく必要があると思います。

もちろん三次市議会としましても地方創生の動きに参画していくことになりましたが、そうした中、本年度の福祉保健部の予算に、甲奴町の健康福祉施設におけるプール施設等の整備事業への温浴施設が計画されており、予算化されており、また本年度から調査設計に入った作木町における川とのふれあい事業において、これにも温浴施設が計画されております。それぞれの施設には温水が必要でありまして、その熱源の中心に考えていただきたいのが、この地域にある豊富な森林資源であります。その活用には伐採業者、それから運搬業者、市場関係者、また加工業者など、多くの作業者の手が必要でありまして、多くの若手世代の就業が見込まれ

ると思います。

他地域では木質チップのボイラーを導入されて、既に結果を出されているところもあり、機械設備については国などの補助の関係もございますが、これについては研究することがまだ必要ではございますけど、運転経費につきましては、化石燃料より明らかに経費の節減がされ、その金額は地元落ちるといことになり、熱源の確保のためには多くの人手も動くことになりまして、地域のために経済効果が多く、また地域の里山保全にもつながることだと思います。

この三次市において、この施設への熱源に木質バイオマスを使用した場合の地域への投資効果、そういうものをどのようにお考えになっているか、お伺いしたいと思います。

(産業環境部長 花本英蔵君、挙手して発言を求め)

○議長(沖原賢治君) 花本産業環境部長。

[産業環境部長 花本英蔵君 登壇]

○産業環境部長(花本英蔵君) 木質バイオマスのエネルギー源としましては、製材工場での廃材や建設残材、小径木や林地残材、間伐材など種類が多岐にわたっています。これらの木質バイオマスエネルギーを使用した場合、温室効果ガスの排出削減、エネルギーの地産地消や森林整備の促進など、地域資源の有効活用などに効果があるものと考えています。

現在、環境省の補助事業としまして、木質バイオマスエネルギーを活用したモデル地域づくり推進事業が全国9カ所で実施されておりまして、実証事業の課題や効果が検証されているところでございます。本市といたしましても、木質バイオマスを活用した再生可能エネルギーの導入を今後の施設整備の検討課題の1つとして考えてまいります。

(16番 齊木 亨君、挙手して発言を求め)

○議長(沖原賢治君) 齊木議員。

[16番 齊木 亨君 登壇]

○16番(齊木 亨君) はっきりと検討課題にするとおっしゃられました、ありがとうございます。そういった消費の場ができますと、そこに納める製品の生産から加工までを地域で行うとすれば、大きな就業の場が確保されることとなります。

そうした中、それ以外に例えばピオーネの暖房とか、済みません、私、勝手に名前使わせていただくて、特にそういう指定はして、締めつけるわけじゃございません。例えば今、君田温泉にも化石燃料使っておられますが、そういったところにもまた考えを転換する経緯にもなるのではないかと考えています。

本市におきまして、このような機会にこれまで手薄であった林業関係の生産から消費までの一元的な産業、そういうものにこれがつながっていくきっかけになると思いますが、そういった考え方、研究はされていかれないか、お伺いをしたいと思います。

(産業環境部長 花本英蔵君、挙手して発言を求め)

○議長(沖原賢治君) 花本産業環境部長。

[産業環境部長 花本英蔵君 登壇]

○産業環境部長(花本英蔵君) 木材の生産から搬出、集材、選別、加工、販売、消費までの一元

的な事業が市内で展開できることは、効率性や経費面からも合理的であると思います。近年、木質バイオマス発電の燃料となる小径木やチップなど、需要が高まっている状況の中、森林組合が広域連携して中間土場を起点に、小径木を含みます伐採木、これらを共同集荷し、用途に応じた選木、出荷などを行う供給体制を検討されているところでございます。

市といたしましても、森林資源の有効活用、林業の活性化につながるものと考えておりまして、森林組合などの関係者と協議、検討してまいります。

(16番 齊木 亨君、挙手して発言を求める)

○議長（沖原賢治君） 齊木議員。

[16番 齊木 亨君 登壇]

○16番（齊木 亨君） 前向きな答弁をありがとうございました。

次に、そういった中でちょっと課題も出てきておると思います。市内各地で森林の伐採ということで、皆伐のような状態があちこち見られてきます。そうした作業の後、山林の復活と、その山林資源が将来にわたって回っていくような種類の植林をするなど、防災面にもすぐれ、安心・安全と経営的に両立できるというこれからの森林体制の考え方をお聞かせ願いたいと思います。

(産業環境部長 花本英蔵君、挙手して発言を求める)

○議長（沖原賢治君） 花本産業環境部長。

[産業環境部長 花本英蔵君 登壇]

○産業環境部長（花本英蔵君） 森林所有者や伐採事業者などが民有林を伐採する場合は、事前に伐採及び伐採後の造林の届け出が義務づけられています。森林所有者などから提出された伐採届け出の内容は、伐採の樹種は雑木が主で、伐採後の造林計画は、9割以上が天然更新でございます。杉、ヒノキなどの人工林の植栽は皆無に等しい状況となっております。民有林の杉、ヒノキの人工林の伐採跡地に杉、ヒノキを植林する事業としましては、国の森林環境保全直接支援事業がありますが、これは補助率が68%となっております。しかしながら、現状の伐採状況では雑木の伐採が主であり、補助対象外となります。

市としましては、民有林の伐採後に杉、ヒノキの植栽を強制することはできませんが、伐採の5年後において、的確に天然更新がされていない場合は植栽の指示を行うこととなっております。更新状況の点検、確認を実施いたします。

また、伐採届け出の際には、森林所有者や伐採事業者に対して、山地災害や土砂流出防止など適正な予防措置を講じるよう引き続き指導してまいります。

(16番 齊木 亨君、挙手して発言を求める)

○議長（沖原賢治君） 齊木議員。

[16番 齊木 亨君 登壇]

○16番（齊木 亨君） これから伐採が多分かなりあちこちで始まってくると思います。伐採による被害が、災害が発生しないよう、そういった引き続き行政に指導の徹底をお願いするしかございません。ぜひ指導のほう、お願いしたいと思います。

次に、県道和知三次線の交通標識について、少しお話をさせていただきたいと思います。

先日も同僚議員が質問でも詳しく述べられたように、県道和知三次線で朝夕の渋滞が発生しております。またJ Aアスク畠敷において大きな葬儀がありましたときにも、東行きの車線ですか、渋滞が起きました、先日も大きな葬儀がありましたけど、畠敷西ですか、あそこのパチンコの前の交差点からずっと渋滞が起ってございました。これは朝ではございませんけど。

特に中国やまなみ街道が一昨年の三次東インターから三刀屋まで、それからことし全線開通したということで、県道和知三次線に入る願橋交差点方面、あそこを曲がっていく大型車がかなりふえてもおるように思います。渋滞の距離も少し長くなってございます。場所的には三次方面からの車がパチンコナポレオン前の畠敷西交差点から熊野橋方面に右折する車が、また畠敷フードセンター前の畠敷交差点、あそこにおいてもJ Aアスク側に右折する車がそれぞれ邪魔を、信号機が変わるタイミングでなかなか曲がれず、ちょうど直進車が突っ込んでこられる、なかなか右折が難しい状況が起きておるわけですけど、そのために後続の車が後ろに、その車が曲がるまで、右折するまで待たなくてはなりません。それが渋滞を引き起こしている原因でございます。

対策として、信号機の時間差を少し考えられたり、このたびデジタル化されるということで、少し信号機のタイミングによって多少は渋滞が図れるかもわかりませんが、やはりその問題を大きく解決するには、やっぱり右折レーンですか、あれを設けて、右折信号設置、それが解決する一番だとは思いますが、そのような解決方法、土地の買収とか工事が係ってまいります、市にはそうした考えが、将来、長期的にも考えがございませうか、ちょっとお聞きしたいと思っております。

(建設部長 上岡譲二君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 上岡建設部長。

[建設部長 上岡譲二君 登壇]

○建設部長(上岡譲二君) 本年3月22日の中国横断自動車道、尾道松江線全線開通により、一般県道和知三次線の交通量は開通前と比べ約2割増加しております。議員御指摘のとおり、三次東ジャンクションインターチェンジ方面からの交通量の増加により、朝夕の通勤時における三次町方面から右折する車両の渋滞が見られます。直進交通と右折交通との分離により、衝突事故の防止など、安全上の配慮等からも右折車線を設置することが望ましいと考えますが、道路用地の確保等の課題もございまして、検討課題とさせていただきます。

(16番 齊木 亨君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 齊木議員。

[16番 齊木 亨君 登壇]

○16番(齊木 亨君) 一応検討課題ということをお聞きしました。ぜひとも、またそれも、できれば休まず進めていただきたいと思います。

当面、買収してその右折レーンをつくるというのは時間のかかる、やっていただくにしても時間がかかると思いますが、とりあえず他県でちょっと見ましたのに、一応交通、これ標識

といたしますか、ちょこっと立ってあった看板に、対向右折車に道を譲りましょうという看板が立っています。その場所も今のような2車線しかなくて、右折レーンのない道路でございましたけど、当面そういう看板を上げることによって、交差点の手前、上げることによって、車に、対向の右折車に少し気を遣えという、そういった類いの看板だったんだろうと思います。その看板が右折車に道を譲れというのは、道路交通法でもありませんので、違反になりますんで、その看板を上げるというのはちょっと難しいと思います。それに似たような看板を、文言を考えていただいて、当面その看板で、皆さんに道路通行される車両に対して、注意ではなく、エチケットでもなく、譲り合いのようなそういう文言で、右折する方へ少し配慮のできるような看板を上げてみてはいかがかと思うんですが、どのようにお考えでしょうか。

(建設部長 上岡譲二君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 上岡建設部長。

[建設部長 上岡譲二君 登壇]

○建設部長(上岡譲二君) 議員御提案の他県の看板設置の例ということでございましたけど、これ、群馬県の高崎市の例ではないかと思いますが、対向右折車に道を譲り、渋滞をなくしましょうというような表現がされておりました。先ほど議員も言われましたように、道路交通法第37条に、車両等は交差点で右折する場合において、当該交差点において直進し、また左折しようとする車両等があるときは、当該車両等の進行を妨害してはならないと規定されておられて、直進車が優先であるため、交差点における事故防止からも、右折車を優先する表現の看板は困難だろうと思います。

また、交通マナーとして、やっぱり譲り合いというのは大事でありますけど、それが原因で事故を引き起こす可能性もございますので、看板の設置につきましては、ちょっと見合わせていただきたいというふうに思います。

(16番 齊木 亨君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 齊木議員。

[16番 齊木 亨君 登壇]

○16番(齊木 亨君) この県道和知三次線は、やっぱりちょうど三次の駅前を通っております、三次を東西に通っておる国道183号線、4号線の次に次ぐ大きなメイン道路に今なっております。ですから、やっぱりここの道路は、あそこの畠敷地区の生活道の一部でもありますし、生活もしっかりしていただかなければなりません。だからやっぱり大きい視点を持って、右折レーンをつけるとか、そこまでの問題はやっぱり市も持っていきべきだろうと思います。ぜひ財政的にも負担はかかる話ではございますけど、長期的な見方をしていただいて、その先には旭橋もあります、ずっと通り抜ける問題もありますが、やっぱり大きな計画を持っていただきたい、そういうところで話を、質問を終わらせていただきます。

次に、作木診療所におきまして、またこれも先日、同僚議員が質問で話してくれました。ことしの正月に今までおられた医師が体調不良を起こしまして、診療できなくなったということで、急遽、三次中央病院のほうから医師派遣で受診者への対応をしていただいております。も

うこのことにつきましては三次市長も、健康推進課の方や公立三次中央病院の方々に大変に御心配や配慮をいただいております、ありがとうございます。

この4月から指定管理を作木診療所協議会のほうで指定管理を受けていただいて、中央病院のほうから1日置き2週間置きの医師の配置をしていただいております。

ここで、当面の医師の派遣について、今、午前中のみ診療を行っていただいておりますが、いつまでこの午前中のみになるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

(福祉保健部長 日野宗昭君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 日野福祉保健部長。

[福祉保健部長 日野宗昭君 登壇]

○福祉保健部長(日野宗昭君) 作木診療所の医師の不在ということの対応ということでございます。重ねて申し上げますけれども、まずもって作木診療所の常駐医師の不在ということにつきましては、作木町の皆様方には大変な御不便と御心配をおかけしとるところでございます。また、三次地区医師会の皆様、それから三次中央病院の医師の方々、それぞれ多忙の中、作木町の医師確保のために代診業務ということで多大なる御協力をいただいとることを重ねてお礼申し上げます。

まず、御質問の指定管理者、作木診療所の協議会、現在、緊急的な対応ということで、午前中の対応ということで、これが午後、いつまで対応できるかと、午後の対応ということでございます。今、緊急的な対応ということで、医師の確保のほうも広島県の、いわゆるインターネットといいますか、県のドクターの募集ということについても、多方面にわたっているいろいろと募集等も行っておりますけれども、全国的に医師の確保がなかなか難しいと、特に中山間については全国的に難しいということで、現在のところなかなか確保の道筋が見えてこない。

ただ、何とか1日置きということに現在なっておりますけれども、医師の確保につきましては、引き続き交代で中央病院のほうから医師の派遣は当面続けていけるということを確認いただいております。

それから、作木町の中の2カ所の福祉の高齢者施設についても、医師会のほうの御協力で往診等ができるというようなことで続けておりますので、そこについては何とか、ドクターのほうにも御無理をお願いしながら、何とか続けていきたいというふうに行行政サイドは思っております。

(16番 齊木 亨君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 齊木議員。

[16番 齊木 亨君 登壇]

○16番(齊木 亨君) 時間もなくなりましたが、質問十分にはしませんでした。今のようなことで、私らも少しできることなら努力してみたいと思います。医師の確保につきまして。やっぱりコミュニケーションがとれる医師がおるということが大事だと思いますので、引き続き手配のほう、よろしくお願ひしたい。

これで質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（沖原賢治君） 順次質問を許します。

（17番 杉原利明君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 杉原議員。

〔17番 杉原利明君 登壇〕

○17番（杉原利明君） 失礼いたします。真正会、杉原利明でございます。

現在、少子高齢化により、その少子高齢化に起因して社会システムというのの先行きが大変不透明な時代であると。そして明治以来、東京一極集中の官僚主導型の政治システムというのも日本にとって行き詰まり、地方が大変苦しんでいるというような状況があります。さらに西洋から始まった拝金資本主義も、現在のEU、アメリカの状況を見るに限界を迎えつつあるんじゃないかなど。さらに国家の枠を超えたISの出現等によりイスラムの台頭。さらに我が国固有の領土に対する隣国からの干渉など、日本を取り巻く情勢というのは大変流動的であり、政治経済に限らず、さまざまな問題が我が国に突きつけられております。

さらに行き過ぎた個人主義により、我が国は道徳心も失われ、古来より持ち合わせた日本人の美德が限りなく薄れている、そういう日本に私は痛切な危機感というのを覚えているわけでございます。この日本を立ち直らせ、さらに荒れ狂う荒波を超えていくためには、私は教育による意識改革しかないという気持ちが日々日々強まるばかりでございます。一地方議員の身ではありますが、日本国民として三次から日本を救うという思いで本日も質問に入らせていただきます。

きょうは、主に教科書採択の部分についてお伺いをさせていただきますけれども、以前から申しておるんですけれども、教育長かわられましたんで、もう1回この場で申し上げますけれども、私は三次市のよき教育アドバイザーのつもりで、三次市がよりよくなれば、三次市の子供たちにとってよりよい教育というのを行っていただきたいという強い強い応援者として質問させていただきますので、この思いを酌み取っていただいて答弁いただきますようによろしくお願いいたします。

もう何人もが質問されていらっしゃるんですけども、昨年、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正されまして、本年4月1日より施行されたところでございます。目的等はもう先ほど吉岡議員のほうがおっしゃられましたんで、ポイント絞って言いますけれども、地方教育行政における責任の明確化、そして市長との連携強化という部分を図るために、地方教育行政制度の改革が行われたものでございます。

そのポイントの1つ目、教育委員長と教育長を一本化した、新たな責任者としてのいわゆる新教育長と呼ばれるものでございますけれども、この教育長は市長が議会の同意を得て直接任命、罷免を行うというものでございます。今回初めて増田市長が直接教育長を指名されたというわけでございますけれども、どういう観点で任命されたのか、お伺いいたします。

（市長 増田和俊君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 増田市長。

〔市長 増田和俊君 登壇〕

○市長（増田和俊君） 教育長の任命についての御質問であります。前教育長である児玉氏が一身上の都合で急遽辞職ということの中で、新たな教育長を選任した。そうした中で、新しい教育制度の中での教育長選任という事態になったわけであります。

そうした中で、今回、松村教育長を選任した思いとしては、第1日目の宍戸議員の御質問にもお答え申し上げましたが、前教育長である児玉氏時代に本市の教育の方向性というみよし教育ビジョンの策定をいたしたわけでありますが、これをさらにこの策定したビジョンを推進していくことが三次市にとって重要なことであるということの中で、このたびはやはり専門家の選任をまずはしていきたいという思いが私自身、持ち合わせたわけでございます。

そのためには、いろいろなチャンネルの中で、やはり校長、教育事務所長といった学校現場から学校運営、さらには教育行政まで長年にわたってかかわってこられた経験と専門性を大きな期待を持ちながら、5月1日の臨時会で松村新教育長を議会のほうへ選任同意を諮らさせていただいて、幸いに全員、全会一致の中で松村教育長を同意をいただきました。これからはやはり専門家の観点から十分力を発揮してもらいたいと思いますし、今回初めての新教育長としての議会答弁でありましたが、積極性を持って答弁をしてもらっておると思っておりますから、私自身、大きな期待を持ちながら、一緒になって、三次市が大きな課題である、定住の中でも若い人の定住、子育て環境、これにはやはり大きな1つとして教育がありますから、その全面的に責任を持って、努力して頑張ってもらいたいという、そういう強い思いを持っておるところでございます。

以上です。

（17番 杉原利明君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 杉原議員。

〔17番 杉原利明君 登壇〕

○17番（杉原利明君） 松村教育長、大変すばらしい経歴の持ち主であり、すばらしい方だというふうに伺っております。

その中で、今回の定例会においても、何名の方もが教育長の所信表明とか、市長の思いとかを聞かれとるわけですが、今回の制度改革の中で、文科省が示されている中で、市長が直接教育長を任命することにより、任命責任が明確化されたわけであり、議会に教育長の同意を求める際には、所信表明など丁寧な手続を期待していることを文科省は明示されていらっしゃると思いますので、次回、普通にいけば3年後というようなことになりますけれども、そういった際は、ぜひとも教育長の所信表明なり、市長からの任命した思いというのを聞かせていただきたいというふうに思いますので、ぜひとも、恐らく3年後、考えていただきたいというふうに思います。

ポイントの2つ目が、総合教育会議の設置でございますけれども、こちら先ほど詳しく御質問がありましたので、部分的にお伺いいたしますけれども、市長の教育行政に果たす役割や責任というのが明確になるとともに、三次市長、増田市長が公の場で教育政策について議論することが可能となったわけでございます。その総合教育会議において、教科書採択の方針を議論

されるつもりがあるかどうか、お伺いしたいというふうに思います。先ほどの市長の教育に対する思いにつきましては吉岡議員の答弁がありましたので、この1点、部分だけお願いいたします。

(市長 増田和俊君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 増田市長。

[市長 増田和俊君 登壇]

○市長(増田和俊君) 質問が教科書採択に係る方針ということでもあります。少し前段、話をさせていただきますが、御承知いただいておりますかと思っておりますが、公立学校の教科書の採択の権限は従来どおり変更なしで教育委員会ということになります。したがって、採択に関することについては、私自身は現時点では議論することは考えておりません。ただ、御質問の方針の議論については、教育委員会とも今後協議した中で判断はしていきたいと思っておりますが、やはり方針というのは大切なことですから、総合教育会議の中でも、やはり私自身は教育委員会の見解といいますか、考え方は求めていきたいなという思いは持っております。ただ、これから十分教育委員会とも協議した中で、円滑に事を進めていきたいというように思っております。

(17番 杉原利明君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 杉原議員。

[17番 杉原利明君 登壇]

○17番(杉原利明君) すごくちょっと曖昧な答弁だったと思うんですけど、協議をしていくということですね、採択の方針についても総合教育会議の場で協議をしていくということですね。

このたびの法改正に至った経緯の中に、これまでの教育委員会制度は、地域住民の民意が十分に反映されていないという思いから、地域の民意を代表する市長との連携の強化というのがうたわれています。増田市長は民意を諮り、そしてこれからの三次市、そして日本を引っ張っていく人材の育成に対して、ぜひとも大きな方向性、教科書採択も含めますけれども、明示すべきであるというふうに思っております。

この際教科書というのは児童生徒が共通して使用する主たる教材であり、学校はもとより、家庭での学習においても重要な役割を果たすものであり、義務教育においては、教科書は基本的に4年間同一のものを使うわけですから、その採択の重要性というのは特筆すべきものがあるというふうに思っております。教科書採択の方針について、市長と教育長の間で意見の相違があった場合、先ほど協議されると申しましたけれども、市長は教育長を罷免してでもみずからの教育に対する思いを貫く覚悟を持ってでも取り組むべきことだと思っておりますけれども、もう1回その明確な答弁をお願いいたします。

(市長 増田和俊君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 増田市長。

[市長 増田和俊君 登壇]

○市長（増田和俊君） 新しい制度には当然ながら首長に任命権と罷免権があるということは承知しておりますし、任命権を今回行使をさせていただきました。そういう中で、私自身が信頼をして、松村教育長を選任をし、議会のほうへ選任同意を提案させていただき、なおかつ議会の全員の皆さんの全員において選任同意がなされたわけでありますから、私はそうした罷免ということは現時点では全く想定しておりませんので、その旨を答弁とさせていただきたいと思えます。

（17番 杉原利明君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 杉原議員。

〔17番 杉原利明君 登壇〕

○17番（杉原利明君） 罷免するとかというところじゃなくて、教科書採択の部分をそれぐらいの覚悟を持って方針を総合教育会議で話をしていていただきたい。市長と教育委員会とで、方針ですよ、採択じゃなくて、採択の方針について議論していただきたいというふうに思います。

この場で少し伺いたいと思えますけれども、教科書採択に係る方針というのは、現在、市長はどのようなものがふさわしいとお考えか、また、望ましい教科書像があれば伺いたします。

（市長 増田和俊君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 増田市長。

〔市長 増田和俊君 登壇〕

○市長（増田和俊君） 特に教育の問題は、一方通行で語って一方通行で突っ走ることは、私は避けるべきであるというふうに思っておりますから、先ほど答弁させていただいたとおりでございます。

率直に申し上げまして、教科書像というのは確固たるものは私自身、杉原議員のイメージするところまでは至っておりませんが、1つは、この教科書は言うまでもなく国が検定したといいますか、認めた教科書であるということで、私自身は当然ながら理解をしております。その上に立って、やはり子供の視点の中で、よりわかりやすい表記が1つは大事であろうと思っておりますし、また1つは、誰もが疑問に感じるというようなことの教科書の採択は避けてほしいという思いを私自身は持っております。したがって、将来担っていく子供たちに、本当にふさわしい教科書を、調査員会、あるいは選定委員会、教育委員会、さまざまな段階を経て一つ一つが決まっていき、最終的には教育委員会のほうで決定されるという、それは良識のある中での決定を期待もしておりますし、信頼もいたしておるところであります。

（17番 杉原利明君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 杉原議員。

〔17番 杉原利明君 登壇〕

○17番（杉原利明君） わかりやすいとかいうことも大事なんですけれども、当然教育基本法第2条の目標に沿ったものであるべきだというふうに私は考えますけれども、そういったとこ

ろについて、今からしっかり協議していただいで、新たに教育に関する大綱も策定されることになってこようかと思えますけれども、そういったものにもしっかりこの教育基本法の第2条、目標を達成できる教科書というのを選んでいただきたい。道徳心の養成度、公共精神、自然尊重、愛国心など明記されておるわけでございますけれども、これが今、我が国の教育の目標でございますので、それを本当に一番達成できる教科書というのを採択の方針という中へ入れていただきたいというふうに思えますけれども、いかがでしょうか。

(市長 増田和俊君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 増田市長。

[市長 増田和俊君 登壇]

○市長(増田和俊君) 杉原議員には杉原議員の思いというのがあろうかと思っております。しかしながら、やはり教科書採択を決定していく中では、多くの皆さんの上に立って最終的な判断をされるべきであろうと思っておりますから、杉原議員の思いも十分頭の中に入れ込みながら、やはり総合教育会議のほうへ臨んでいきたいと思っております。

(17番 杉原利明君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 杉原議員。

[17番 杉原利明君 登壇]

○17番(杉原利明君) 今のは僕の思いじゃなくて、日本の教育基本法に示されとる教育の目標ですから、当然その目標を達するために教育というのを行っていただきたいというふうに、これは後ほど教育委員会のほうにも聞いていきたいというふうに思います。

それでは具体的に、中学校用教科書の採択について伺ってまいりたいというふうに思います。

今年度はまさに4年に1度の中学校の教科書採択の年でございます。ことし選んだ教科書は、来年以降4年間使用することとなるわけですけれども、4月7日付で、文科省から教育委員会並びに委員に対して教科書採択に係る通知が幾つか出ておるのは御承知のことであろうというふうに思っております。これからはそれに沿って質問を進めてまいりたいというふうに思います。

まず、教科書の採択は、教育長、教育委員で構成される教育委員会において行われるという大前提は守られているか、お伺いたします。

(教育次長 白石欣也君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 白石教育次長。

[教育次長 白石欣也君 登壇]

○教育次長(白石欣也君) 教科書の採択権者は三次市教育委員会です。義務教育諸学校の教科用図書は無償措置に関する法律の第13条にのっとり、広島県教育委員会の指導、助言、または援助を受けながら三次市教育委員会で採択を行っています。

(17番 杉原利明君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 杉原議員。

[17番 杉原利明君 登壇]

○17番（杉原利明君） その採択するために採択前に教科書の見本を教育委員の自宅などに送っている教育委員会は、昨年行われた文科省の調査では、わずか13%にとどまっているわけでございますけれども、本市の状況というのを伺いたいというふうに思います。

昨年の小学校教科書採択の教育委員会議を見させていただきますけれども、並びに前回の教科書、平成24年度の中学校教科書採択に係る会議録を見る限り、送っていないのではないかと、事前に教育委員が教科書をしっかりと読み込まれていないんじゃないかなというふうに見てとれます。教科書の採択権者たる教育長や教育委員が事前に教科書の見本を研究、精査していないというのは大きな問題があると、採択権者として、自分たちがしっかりと準備をやった上で、選定委員からの意見について質問を追及していくことが求められるというふうに思いますが、いかがでしょうか。

（教育次長 白石欣也君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 白石教育次長。

〔教育次長 白石欣也君 登壇〕

○教育次長（白石欣也君） 昨年の小学校の教科用図書の採択に当たっては、教育委員が専用の部屋で閲覧することを希望されたため、見本を送付せず、一定の期間、専用の部屋を準備し、閲覧をするという形をとりました。教育委員は複数回閲覧をされたり、一部教科を持ち帰られたりしました。なお、閲覧期間は、調査員の調査研究が終了する日から教育委員会会議で採択について協議するまでの間といたしました。

今年度も閲覧のあり方については教育委員会会議で決めていく予定です。

（17番 杉原利明君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 杉原議員。

〔17番 杉原利明君 登壇〕

○17番（杉原利明君） 個別の配付を望まなかったということですが、ことし文科省の通知では、やはり1人に1冊ずつ届けるようにということも中には書かれていると思いますので、やはりその専用の部屋で数日見られたということですが、議事録を見ると、同様の記載はあるか等、選定委員のほうに聞かれている。ちゃんと見られていないんじゃないかなというふうな、見てとれるところもあるわけでございますけれども、ぜひとも採択権者でありますから、事前にしっかりと自分たちの目でどの教科書がすばらしいものか、見て決めていただきたいというふうに思います。

議事録を見ました、採択の教育委員会議ですね。選定委員が教育委員会に教科書採択についての説明を行っております、それまでの調査員が調査したものから選定委員が委員会の中で答申を出されたものを教育委員会議に出されていますけれども、公正に各教科書の説明が行われているのか、大変疑問であります。会議録を見る限り、選定委員が推薦している教科書の説明は物すごく長いですが、もう1社、議事録で言えば1行、2行程度の説明しかない。中には一切触れられていない教科書というのもありますけれども、この教科書がいいという雰囲気がありありと出ているわけでございます。絞り込みというものを絶対にやめるべきだと思

ますけれども、改善に向けて具体的な措置が必要と考えますけれども、ことしの教育委員会議
においてはどうなされるお考えか、お伺いいたします。

(教育長 松村智由君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 松村教育長。

[教育長 松村智由君 登壇]

○教育長(松村智由君) 絞り込みということで今議員のほうからのお話がありましたけども、
教科書の採択に当たってということで、ちょっと見てみますと、議員も御承知のとおり、教科
書の採択に当たっては、まず調査員が全ての教科書を調査研究し、作成した資料を選定委員会
に報告をするという形でございます。また、その報告に基づいて、選定委員会では種目ごとに
全ての教科書について審議を行っております。そして、その結果について、理由を付して教育
委員会に答申を行っております。

選定委員は、小学校及び中学校の校長、それから児童生徒の保護者代表、学校教育に係る学
識経験を有する者と、さまざまな立場の方に選定委員としての委嘱を行っているところでござ
います。

教育委員会会議には、選定委員会からの答申内容を教科書で確認しながら審議を行います。
選定委員会の作成した答申はさまざまな立場の方からいただいたものを上げております。特徴
的な部分として申し上げますと、例えば現段階の教科書、最近ではユニバーサルデザインなど
にも非常に気をつけてあり、より読みやすい、あるいは理解しやすいものに工夫をしたものも
ございます。こういったさまざまな工夫にも触れられたものが特徴として上げられております。
したがって、気づきの多いものについては丁寧に説明をされているものであろうかと思ひ
ます。

気をつけてまいるということで申し上げますけども、今後におきましても、適正かつ公正な
教科書採択に教育委員会としても努めていきたいと、これは考えてるところでございます。

(17番 杉原利明君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 杉原議員。

[17番 杉原利明君 登壇]

○17番(杉原利明君) 文科省から教育委員宛ての教科書採択の留意事項というのが示されてい
ますけれども、その中で、調査員からの報告等をうのみにしたり、教職員の投票によって採択、
教科書が決定されたりするなど、教育委員会の責任が不明確になるような採択の手続は適当で
はない旨、明記されております。

そして、同じく留意事項の中には、教科書の調査研究は装丁や見ばえを重視するのではなく、
教育基本法や学校教育法、学習指導要領が示す目標を十分に踏まえているかなど、内容を考慮
したものが十分なものであると。調査研究項目を見直すなど、その調査研究、資料の充実を
図ることが重要であるという旨、書かれておりますし、各教育委員会、都道府県の教育委員
会ですけれども、やはりそれぞれの教科書について、何らかの評定を付す場合であっても、
その資料及び評定について十分な審議を行うことが必要であり、必ず周囲の教科書採択選定、または

上位の教科書の中から採択選定することなど、採択権者の責任が不明確になることがないように、当該評定に拘束力がないように、あるような取り扱いはしないことというふうに通知が本年4月7日に出しておりますので、やはり絞り込みというものはあるんです、今までも。

ぜひともそれをやめていただいて、教育委員の皆様がしっかり事前にそれぞれの教科書を見ていただいて、それが学校教育法、教育基本法、学習指導要領に沿ったものであるかというのを決めていただかなければいけないというふうに思うわけです。より広い視野を持って、教育行政を行っていくという意味で教育委員会制度そのものがあるわけですが、専門家だけじゃなくて、さまざまな職業の方が教育委員に選ばれているわけですが、まさにその趣旨から言っても当然のことであるというふうに思うんですけれども、もう1度、その絞り込みというものでなく、全ての教科書の中から、本当にこの教科書がすばらしいというのを教育委員会で決定していただきたいというふうに思いますけれども、もう1回、御答弁お願いいたします。

(教育長 松村智由君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 松村教育長。

[教育長 松村智由君 登壇]

○教育長(松村智由君) 議員がただいま申し上げられました通知文書等についても、これも各教育委員の皆様方にも当然配付し、御一読をいただいているところでございます。

繰り返し申し上げることになると思いますけれども、やはり教科用図書というのは公正、公平に見ていく、そしてその中で、一番やはり教科書の採択において重要なことというのは、児童生徒にとって使いやすいものであり、また理解しやすいものというふうにも考えております。そういった多角的な意見というのもこの最終的に選ぶときに重要なものがございますので、各議員の皆様方にもしっかりと内容を御審議いただき、また見ていただく中で、御意見をいただき、決定をしてまいりたいと思います。

(17番 杉原利明君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 杉原議員。

[17番 杉原利明君 登壇]

○17番(杉原利明君) 最初に申し上げましたとおり、この春から責任を明確にした市教育委員会制度というものが始まりました。責任が明確化されたわけでありますから、教育長、教育委員の皆様は教科書を選ぶ重責をこれまで以上により一層自覚していただいて、採択していただくように強く強く望んで、次の質問に移りたいというふうに思います。

調査員が選定委員会に提示する参考資料や、選定委員会から教育委員会へ提示する参考資料というのは、これまで公開されてこなかったわけですが、どのような形で提示されているのかということをお伺いしたいのと。

また、議事録を見る限りでは変更な書きぶりなど、各社の違いをどう捉えているのかがわからない状況というふうになっておりますけれども、どのような参考資料が教科書採択の判断材料になっているのか、公開していただきたいというふうに思いますけれどもいかがでしょうか。あとどのような形で示されとるのかということ、お伺いいたします。

(教育長 松村智由君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 松村教育長。

[教育長 松村智由君 登壇]

○教育長(松村智由君) 調査員が作成する資料は広島県が示す選定資料というのがございますけれども、これを活用しながら専門的な調査研究を十分に行い、作成した報告書でございます。報告書には各教科、種目を5つの観点と、観点に基づいた視点に沿って調査研究を行っているところでございます。

この5つの観点というのは、具体的に申し上げますと、例えば今年度の採択の基本方針の中にもございますけれども、中学校用教科用図書についてということで、基礎・基本の定着、あるいは主体的に学習に取り組む工夫、さらには内容の構成・配列・分量、内容の表現・表記、言語活動の充実、こういった観点が入っております。これら、今申し上げましたものは、各教科において基本的につけていこうとしている力でもございます。

こういったものを報告書に関しましてはまとめていっているわけですが、報告書は公開をしていません。公開することにより、率直な意見交換や意思決定の中立性が不当に損なわれないように配慮しているということで公開を避けているものでございます。

(17番 杉原利明君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 杉原議員。

[17番 杉原利明君 登壇]

○17番(杉原利明君) 公開されないということですが、昨年の文科省がとられた全国アンケート調査でいくと、調査研究資料、公表している市町村教育委員会数、613ということで、35.8%の教育委員会が公表されているわけですが、ぜひともこういったものが上がってきているのか、公表すべきじゃないかと思うんですけれども、その公表という部分も文科省も求めている部分じゃないかなというふうにも思いますし、増田市長の1期目、2期目、変わらずの第1位に載っているもの、そして市政表明の際に言われる中に情報公開、開かれた情報公開というものがあると思いますけれども、ぜひとも公表をしていただきたいと思いますというふうに思いますけれども、増田市長の御所見をお伺いいたします。

(市長 増田和俊君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 増田市長。

[市長 増田和俊君 登壇]

○市長(増田和俊君) 公表についての関連で御質問ですが、行政委員会、教育委員会として判断すべきことであろうと思っておりますから、私はそのことについては慎んでいきたいと思っております。公表の有無についての私自身の考え方は慎んでいきたい、こういうことでございます。

(17番 杉原利明君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 杉原議員。

[17番 杉原利明君 登壇]

○17番（杉原利明君） 民意を酌み取った首長と教育委員会がこれから話していけるという教育委員会制度改革があった中で、増田市長の第1番に毎回掲げていらっしゃる情報公開、開かれた情報公開というものを、ぜひとも総合教育会議の中でもいろいろ議論していただきたい。もういきなりやらないとかいうことじゃなくて、ぜひとも市長もそういった思いをこれから総合教育会議の中で話し合っていていただきたいというふうに思いますので、ぜひともよろしくお願いたします。

参考資料を提示する、今、5点ということがありましたが、今の内容でいきますと、教育基本法第2条の目標であるとか、学習指導要領にいかん資する内容であるかというような部分は、特に参考資料に書かれないわけですか、そういったこともしっかり記述されるべきであるというふうには私は思いますけれども、先ほども申しました、教育基本法第2条の目標で言えば、道徳心養成度、公共精神、自然尊重、愛国心などを項目分けして、例えば5段階評価であるとか、100点満点評価といった定量化した、誰が見ても理解できるような資料というのを作成するべきではないかと思っておりますけれどもいかがでしょうか。

（教育長 松村智由君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 松村教育長。

〔教育長 松村智由君 登壇〕

○教育長（松村智由君） 議員のおっしゃっている内容については承知いたしております。特に、今具体的に申し上げた中身については1つの観点でございますけれども、教科用図書でございますので、先ほど市長も申し上げましたように、文部科学省の検定を通過したものでありますので、一定のところはやはり認められたものでございます。それをもとに県でも検討し、そして市においても同様に教科書の採択において検討していくということでございますので、内容的には議員のおっしゃる内容を踏まえたものが出てきているものでございます。

（17番 杉原利明君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 杉原議員。

〔17番 杉原利明君 登壇〕

○17番（杉原利明君） ぜひとも三次市の調査員の方がどういったふうに各教科書を見ているのかというのを、保護者であり、私もですけども、公表していただきたいという強い強い思いがありますので、ぜひとも御再考していただきたいというふうに思います。保護者にも知る権利がありますので、ぜひとも未来を担う三次の子供たちがどういったものを使っていくのかという大事なものでございますので、考えていただきたいというふうに思います。

次に移りますけれども、「知る沖縄戦」や広島県教組と韓国の全国教職員労組、大邱支部が共同執筆した日韓共通歴史教材「学び、つながる日本と韓国の近現代史」など、一方的な歴史観に基づき、学習指導要領を逸脱した補助教材の使用実態が、昨年、教育関係者や国会において問題視され、本年3月4日、補助教材の適切な取り扱いを求める通知が出ているのは御承知のことと思います。

本市の状況をどのように把握されていらっしゃるのか、お伺いたします。

(教育長 松村智由君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 松村教育長。

[教育長 松村智由君 登壇]

○教育長(松村智由君) 今お問い合わせの件につきましては、補助教材の使用にかかわってということでございます。本市においては、三次市小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則第26条、これが教材の届け出についてのものがございますけれども、これに基づいて、教材を用いる際はあらかじめ教育委員会に届けなければならないことになっています。教育委員会では、その教材が補助教材として用いるものが適切なものであるかどうかを確認をしております。その結果、本市においては学習指導要領を逸脱した補助教材をこれまで使用しているという実態はございませんでした。補助教材をやはり用いて学習に使用する場合、大切なことというのは、学習指導要領の趣旨に従うこと、児童生徒の発達段階に即したものになっているというようなこと、これらは県であろうとも、市であろうとも同様に確認をいたしてるところでございます。

(17番 杉原利明君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 杉原議員。

[17番 杉原利明君 登壇]

○17番(杉原利明君) 先ほどの申し上げました日韓共通歴史教材でございますけれども、平成25年3月に刊行されました。広島県教組と、先ほど申しました、韓国の全国教職員労組、大邱支部が共同執筆したものでありますけれども、いわゆる慰安婦問題と言われるものについて、こう書いております。日本軍は朝鮮の女性たちを日本軍慰安婦として戦場に連れて行き、性奴隷としての生活を強要しました。その対象となったのは、ほとんどが10代の若い女性たちで、中には11歳の少女もいました。このような事実無根の話を、相手国の主張に乗りつくす広教組において、積極的に運動に参加している教員がもしも調査員の中に入っていれば大問題というふうに思うわけですが、そういった意味で、これまで本市においては教科書採択に係る調査員というのは非公開でございましたけれども、公正、公明な思想の持ち主が教科書採択に携わっているのかどうか、全くわからない状況というふうになっておりますけれども、改善が必要であるというふうに考えますがいかがでございましょうか。

(教育長 松村智由君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 松村教育長。

[教育長 松村智由君 登壇]

○教育長(松村智由君) 昨年度の採択におきましては、調査員は広島県教育委員会で採択結果が一括公表された後、開示請求があった場合に開示することといたしております。調査員の選任に当たりましては、必要な専門性を有し、公正、公平に教科書の調査研究を行う者に教育委員会が責任を持って委嘱をいたしております。

(17番 杉原利明君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 杉原議員。

〔17番 杉原利明君 登壇〕

○17番(杉原利明君) 今、通知の部分、読んでいただきましたとおりでございます。公正、公平に教科書の調査研究を行うことのできる調査員をしっかりと選任していただきたいというふうに強くこちらのほうもお願い申し上げます。

そして、今の流れと先ほどの流れから、これまでの教科書採択の教育委員会議は、後は議事録とか公開されますけれども、選定の理由とか議事録は。公開と、その場での公開というのはされてきませんでしたけれども、今回はどのようにお考えなのか、お伺いいたします。

また、先ほどの調査員の名簿、選定委員の名簿も後に開示請求すれば出るのでしょうか。選定委員会の議事録なども、全ての公開を望みますけれどもいかがでございましょうか。

(教育長 松村智由君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 松村教育長。

〔教育長 松村智由君 登壇〕

○教育長(松村智由君) 最終的に採択にかかわっての部分でございますので、教育委員会会議を持ちまして、その中で公開、非公開ということにかかわりましても再度審議をいたし、また、これに基づいて実施をしてまいりたいと考えております。

(17番 杉原利明君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 杉原議員。

〔17番 杉原利明君 登壇〕

○17番(杉原利明君) 教育委員会で諮っていくということでしたけれども、選定委員の名簿は後に開示請求で出るんですか。調査員は出ると先ほどおっしゃいましたけれども。

これも一緒に4月7日の通知の中にありますけれども、3の教科書採択方法の改善についての(3)のところに、文部科学省としては公表について努力義務が課されているということで、今の現状に対して、三次市のことじゃないですよ、全国的なこの情報公開の部分に関して、現状に関して、調査結果により明らかになったものでは必ずしも十分ではないと認識しており、引き続き教科書採択に関する情報の積極的な公表に取り組んでいただきたいという旨も出ておりますので、ぜひともこういったものも出していただきながら、教育委員会の中でぜひとも開かれた教育委員会、開かれた三次市に向けて公表していただきたいというふうに思います。

見本本の展示についてお伺いしますが、例年、図書館で行われております。現在も三次市も図書館で行われておりますけれども、市民への告知、情報開示の方法というのはどのように行われたのか。そして、図書館以外での公開方法などを考えていないのか。実際どれぐらい、これまでの歴史の中でどれぐらいの閲覧というのがあるものなのか、あわせて伺いたいと思います。

(教育次長 白石欣也君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 白石教育次長。

〔教育次長 白石欣也君 登壇〕

○教育次長（白石欣也君） 教科書の見本展示は、広島県の教科書センターとして指定された三次教科書センター、これは三次市立図書館に設置しておりますが、ここで本年6月19日から7月3日の期間で行っております。したがって、三次教科書センター以外での展示は行ってないところです。

市民への告知は、広報みよし、三次ケーブルビジョンで行っており、また全中学校の保護者に対して学校を通して文書で案内を送っております。

この閲覧の人数についてなんですが、例年、昨年小学校の検定をした際にも、これは閲覧の受け付けはしておりませんので、自由に見ていただいており、人数の把握はしていないところでございます。

（17番 杉原利明君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 杉原議員。

〔17番 杉原利明君 登壇〕

○17番（杉原利明君） 確かに受け付けはなかったわけですが、保護者の意見というのは広い意見を聞きたいので、保護者の意見も十分に聞くようにという旨も通知の中に記されておるわけですが。私が行った間では1名の方が来られちゃったぐらいだったんですけども、ぜひともこれまでの、来ちゃった人というのはわからんかもしれんけど、何かアンケートなんかを返してもらった人数とかでもどんなもんかなというのがわかるんじゃないかなと思うんですけども。

例えば前回の中学校の教科書採択を平成、これは23年度の9月定例会で向井殿議員がされた中の答弁の中で見ますと、前は6月17日から7月26日という大変2週間以上の長期にわたってやられていますし、三次市立図書館や吉舎図書館とか、布野支所におきましても見本展示してやったというようなことも書かれているわけですが、通知の中で、例えば1つ具体的にあれば、学校を回るとか、そういったようなことも書かれていますけれども、より広く保護者の方などの意見を、今回はもう間に合わないのかもしれないかもしれませんが、考えていただきたいというのが、前は1カ月以上やって、今回は2週間という理由が何かあればお伺いしたいのと。

それから、私、文科省がやっとなる教科書検定結果公開事業ということで、6月10日から19日まで、県立図書館で事前に見れたんですけども、あの場では教科書がコピーできたわけですが、三次市の場合はコピーできないんですけど、何かそういったところに何かあるんですか。

（教育長 松村智由君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 松村教育長。

〔教育長 松村智由君 登壇〕

○教育長（松村智由君） 議員お尋ねの教科書展示の期間のことですが、平成27年3月2日付で、文部科学省初等中等教育局の教科課長のほうから出ております通知で、平成27年度における教科書展示会というものが出ております。ここに示してあるのが、教科書展示会

の開始の時期が平成27年6月19日、そして教科書展示会の期間と書かれているのが14日間というふうを示してございますので、これに基づいて2週間ということ、今おっしゃった部分に該当するんじゃないかと思います。

(教育次長 白石欣也君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 白石教育次長。

[教育次長 白石欣也君 登壇]

○教育次長(白石欣也君) 後段の複写についての御質問について、県の見本展示の場でのコピー許可ということと、市の教科書センターでコピーを禁止ということとで扱ったということについては、私もちょっと把握を今しておりませんで、ちょっとこれはまた調べてお答えをさせていただきたいと思います。

(17番 杉原利明君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 杉原議員。

[17番 杉原利明君 登壇]

○17番(杉原利明君) コピーのことはまたいいんですけど、6月19日から14日間という中で、前は1カ月以上されとってんですけども、今回は法定展示期間外であっても、教科書見本がそろってればやってよしというような旨はあるわけですけども、より広く、前は聞かれとるわけです、吉舎の図書館とか、布野支所とか、いろんな、北部、南部とこの中心の十日市とか。今回も前回より後退したなというようなイメージがあるんで、また別に保護者の意見等、聞く場がある、設定しとってんなら別ですけども、いろいろ考えていただければなというふうに思いました。

そういった市民とか保護者の意見というのは、どのように教科書採択に反映されていらっしゃるのか、お伺いいたします。

(教育次長 白石欣也君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 白石教育次長。

[教育次長 白石欣也君 登壇]

○教育次長(白石欣也君) 教科書展示会では御意見箱を設置しております、広く意見、感想をいただくようにしております。ここに寄せられた意見につきましては、選定委員会及び教育委員会会議において提示をしております。

(17番 杉原利明君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 杉原議員。

[17番 杉原利明君 登壇]

○17番(杉原利明君) 僕はそこへアンケート用紙があったんですけど、書いてないんで、安心していただきたいというふうに思いますけれども、やっぱりせつかくやるんだから、ちゃんと保護者の方にも案内を送っていらっしゃるけど、しっかり行っていただくようにしていただくほうがいいんじゃないかなというふうに思います。対象となるのは中学生だけじゃなくて、4年間使うということで、来年から中2、中1、小6、小5と、今選んでいる教科書を使って

いくこととなりますので、そういった保護者の方にも今後案内を出していただいて、また法定期間外でもできたりしますんで、よく三次市の子供たちが学ぶ教科書というのは知っていたいたり、御意見いただくような場もつくっていただければなというふうに思います。

先ほど、私、見に行ったというふうに言いましたけれども、今回も主に社会系、公民、歴史、地理、それから書写と国語を全部見させていただいたんですけども、やっぱり書きぶりというのは相変わらず大きく違うわけです、1つの事象をとっておっても。

以前、この場で申しあげましたけれども、例えば近現代においても、日本の大東亜戦争を感謝しているという意見もあるという話をさせていただきました。今回もその話、タイの首相のククリット・プラモート氏とか、ビルマの首相、バ・モウとか、インドのチャンドラ・ボースとか、そういった大東亜戦争に対して感謝しとるという面も書かれている教科書というのでも2社あるわけです、前回もありました。

学習指導要領等、もう御存じのとおりでありますけれども、偏った意見とか一方的な見方をしろとはどこにも書いてないわけです。逆に多種多様、多様性、多面的に教育を行っていかということしか書かれていない中で、前回質問したときは、当時の児玉教育長ですけども、歴史の先生方が教材研究をしていく中で、この子供たちに対してどういようないろいろな教材を分析し、そしてそれを中心に授業展開をされていくということでございますので、いろいろな意見もやはり紹介するということは必要だろうというふうにおっしゃられていますけれども、本当にこの教育を行っていく中で、基本法の第2条を遂行しようとしたときに、どういったことが書かれている教科書がいいのかなというふうにぜひとも考えていただきたいというふうに思います。

教科書無償供与制度は、次の世代を担う子供たちに国民的自覚を深めてもらい、我が国の繁栄と福祉に貢献してほしいという国民全体の願いが込められているものであります。子供たちが自分の国の歴史や文化に誇りと興味が持てるような内容というのを十分見きわめていただきたいというふうに思います。

特に歴史教材につきましては、児童生徒だけでなく、保護者らへの誤解も、これまでの歴史が大きく保護者らに誤解を招いてきた歴史というのがある、教育というのがありますので、十分配慮が必要であり、史実を多面的、多角的に考察するような資料活用というのをさせていただきたい。今まで間違ったことを教えてきた歴史、例えば慰安婦のことですよ、ぜひとも考えていただきたいというふうに思ひまして、願ひまして、私の質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

○議長（沖原賢治君） 以上で一般質問を終わります。

お諮りいたします。

あすから30日までの6日間、委員会審査等のため本会議を休会したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 御異議なしと認めます。

よってあすから30日までの6日間、委員会審査のため本会議を休会することと決定しました。

ここで、しばらくちょっとお待ちください。

この際御通知いたします。

各委員長からお手元に配付の委員会審査日割表のとおり、委員会を開催するとの申し出がありましたので、御通知申し上げます。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

御苦労さまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

——散会 午後 2時45分——

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成27年6月24日

三次市議会議長 沖原賢治

会議録署名議員 福岡誠志

会議録署名議員 新家良和